

第2次盛岡市男女共同参画推進計画（案）及び第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画（案）について

平成27年2月16日  
市 民 部

1 策定の目的（P12）

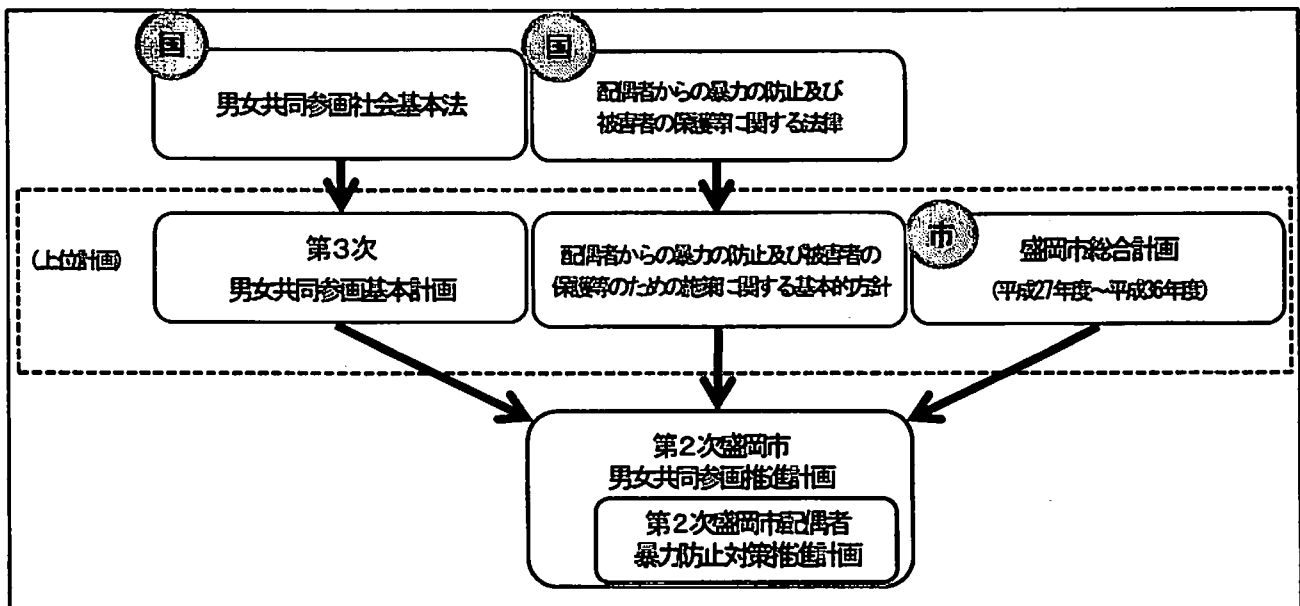
男女共同参画社会基本法において、男女が互いに人権を尊重し、ともに支え合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題として位置付けられています。

本市においては、この理念を具体化するために、平成17年に策定した「盛岡市男女共同参画計画～新たなプラン～」に基づき、施策の推進を図ってきました。

「新たなプラン」の計画期間が平成26年度までとなっていることから、その成果を継承し、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決を図るため、本市の現状を踏まえながら、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するために本計画を策定します。

2 計画の位置付け（P12）

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、基本目標5「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の取組をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含することとし、一体として施策の推進を図ります。
- (2) 平成17年に策定した「盛岡市男女共同参画計画～新たなプラン～」及び平成21年に策定した「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の後継計画として、その成果を踏まえ、未解決の問題について解決に向けた方策を講じます。
- (3) 盛岡市総合計画における将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につなぐまちづくり」の実現に向けて施策の推進を図るとともに、関連する本市の他の計画との整合性に配慮しています。



### 3 計画の期間及び名称（P13）

計画の推進期間を平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

名称は、「盛岡市男女共同参画計画」を継承し、「第2次盛岡市男女共同参画推進計画～なはんプラン2025」とします。

### 4 基本理念及び基本目標（P37）

#### (1) 基本理念

平成17年に「盛岡市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会を目指す取組を進めてきました。

この10年間に、本計画第2章第2節において総括を行ったように、社会への女性の参画機会が拡大しましたが、市の審議会の女性委員の割合などは取組の成果が十分ではなく、その原因として、女性は、地域やNPO活動、企業等社会の様々な分野に参加していても、方針を決定する立場にいることが極めて少ないという状況があります。

以上のことから、本計画における基本理念を、

**未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、  
活躍しやすいまちづくりを推進します。**

この基本理念を実現するためのスローガンとして

**“女性が輝き 盛岡が輝く”**

を掲げ、計画的かつ積極的に男女共同参画のまちづくりを推進します。

#### (2) 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げて計画を推進します。

- 基本目標 1 政策や方針決定過程への女性の参画促進
- 基本目標 2 市民への男女共同参画の理解の促進
- 基本目標 3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現
- 基本目標 4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充
- 基本目標 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 5 計画の体系 (P39)

	基本目標	施策の方向性
1	政策や方針決定過程への女性の参画促進	(1) 審議会等における女性委員の登用促進 (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進 (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進
2	市民への男女共同参画の理解の促進	(1) あらゆる場での教育や学習機会の提供 (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実 (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施 (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進 (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進
3	男女のワーク・ライフ・バランスの実現	(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進 (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実 (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実 (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発 (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発 (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発
4	男女のあらゆる分野への参画機会の拡充	(1) 女性に対する再就職の支援 (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援 (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援 (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援 (5) 女性の生涯にわたる健康支援 (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり (2) 相談及び被害者保護の取組の充実 (3) 被害者の自立支援 (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

## 6 施策の展開 (P40~59)

### 基本目標 1 政策や方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 審議会等における女性委員の登用促進
- ・ 審議会等委員の女性就任率調査の実施
  - ・ 女性人材リストの整備と活用

- (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進
  - ・審議会等委員の女性就任率調査の実施（再掲）
  - ・女性人材リストの整備と活用（再掲）
  - ・男女共同参画を推進する人材の育成
  - ・男女平等観に立った職員採用と役職への登用
  - ・男女共同参画の推進に配慮した職員研修
- (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進
  - ・男女共同参画を推進する人材の育成（再掲）
  - ・町内会・自治会等地域団体への女性参画の啓発
  - ・NPO等への女性参画の啓発

## 基本目標2 市民への男女共同参画の理解の促進

- (1) あらゆる場での教育や学習機会の提供
  - ・発達段階に応じた男女平等教育の推進
  - ・家庭教育学級・社会学級での学習機会の提供
  - ・学習情報の提供と学習相談の実施
  - ・出前講座の実施
  - ・生涯学習施設等での学習機会の提供
  - ・男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施
- (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実
  - ・プログラム開発と学校への普及
  - ・出前講座の実施
- (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施
  - ・教科等学校教育全体を通じた性教育の実施
  - ・思春期保健事業の実施
  - ・男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施（再掲）
  - ・LGBTなど性的少数者に関する出前講座の実施
- (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進
  - ・男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施（再掲）
  - ・学校でのメディアリテラシー教育の実施
  - ・「行政広報物における表現ガイドライン」の作成と周知
- (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進
  - ・男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施（再掲）
  - ・男女共同参画統計書「数字に見る盛岡の女性」の作成及び公開
  - ・各種情報の収集

## 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現

- (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
  - ・男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施（再掲）
  - ・ワーク・ライフ・バランス促進のための講座等の実施

- (2) **男性の家事・育児・介護への参加促進**
  - ・男性の家事力向上に向けた講座の開催
  - ・母親教室等への男性の参加促進
  - ・ワーク・ライフ・バランス促進のための講座等の実施（再掲）
- (3) **多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実**
  - ・妊産婦・乳幼児・児童医療費の助成
  - ・保育所入所定員の拡充待機児童解消
  - ・延長保育・一時預かり等多様な保育サービスの拡充
  - ・放課後等の子どもの居場所の確保・充実
  - ・子育てに係る相談事業の実施
- (4) **多様なニーズに対応した介護サービスの充実**
  - ・介護についての相談事業の実施
  - ・居宅サービスの充実による在宅生活支援
  - ・家族支援サービスの充実
- (5) **ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発**
  - ・ワーク・ライフ・バランスの周知と広報
  - ・企業への出前講座の実施
- (6) **女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発**
  - ・企業に対する効果的な広報・啓発の実施
- (7) **雇用の分野における男女の均等待遇の啓発**
  - ・男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施（再掲）
  - ・企業への出前講座の実施（再掲）
  - ・市職員におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止のための研修の実施
  - ・市職員における男女平等観に立った職員採用と役職への登用
  - ・市職員における男女共同参画の推進に配慮した職員研修

#### **基本目標 4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充**

- (1) **女性に対する再就職の支援**
  - ・女性のための経済的自立支援事業
- (2) **起業や自営業の女性が自立するための支援**
  - ・女性のための経済的自立支援事業（再掲）
  - ・家族経営協定の普及
- (3) **女性の能力の向上やリーダー育成のための支援**
  - ・女性のための経済的自立支援事業（再掲）
  - ・女性防災リーダーの育成
  - ・男女共同参画人材育成事業
- (4) **ひとり親家庭等の自立に向けた支援**
  - ・相談，助言指導の実施
  - ・ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の充実

- ・女性のための経済的自立支援事業（再掲）
- ・ひとり親家庭等への医療費給付の実施
- (5) 女性の生涯にわたる健康支援
  - ・ライフステージに応じた健康支援
  - ・妊娠・出産に関わる健康支援
- (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実
  - ・女性の生き方等に係る相談の実施
  - ・子どもや家庭に関わる相談の実施

**配偶者暴力防止対策推進計画** として位置付けるもの

**基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

(1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり

○市民への啓発・広報の充実

- ・広報誌、情報紙、ホームページ等を活用した啓発の実施
- ・DV防止週間等のイベント等を活用した啓発の実施
- ・マスメディアを活用した啓発の実施

○学校や地域での予防教育の充実

- ・デートDV予防啓発ユースリーダーの育成
- ・デートDV予防啓発教育の実施
- ・地域での出前講座などの学習機会の周知と提供

○職員等に対する研修の充実

- ・職員への研修の実施（新採用職員・窓口担当職員）
- ・人権擁護委員、民生委員等への研修の実施

(2) 相談及び被害者保護の取組の充実

○早期発見できる体制づくり（再掲）

- ・相談窓口の周知と連携のための対応マニュアルの検討
- ・職員への研修の実施（新採用職員・窓口担当職員）（再掲）
- ・地域での出前講座などの学習機会の周知と提供（再掲）
- ・人権擁護委員、民生委員等への研修の実施（再掲）

○盛岡市配偶者暴力相談支援センターの運営

- ・継続的な運営体制の整備
- ・盛岡広域圏対応の検討

○相談体制の充実

- ・被害者に対する適切な情報提供と対応の実施
- ・相談員の資質の向上
- ・法律相談・緊急避難の実施
- ・関係機関との緊急連絡体制の確立
- ・ストーカー、性暴力、デートDVの相談対応

### (3) 被害者の自立支援

#### ○被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施

- ・最新情報の収集
- ・各種支援策の紹介
- ・支援のための関係機関との調整
- ・庁内連携体制の構築

#### ○住宅確保に係る支援の充実

- ・市営住宅入居の優遇措置の実施
- ・ステップハウス設置の検討

#### ○子どもに対する支援の充実

- ・学校等での支援の実施
- ・子どもへのケアの実施
- ・ピアサポートの推進
- ・相談窓口の周知

#### ○関連する法制度の適切な運用

- ・生活保護等の保護の実施
- ・国民健康保険等の制度の運用
- ・住民基本台帳の閲覧, 写しの交付制限の徹底
- ・庁内の情報共有

#### ○ひとり親家庭に対する就労支援

- ・ひとり親家庭への就労支援

#### ○加害者に対する教育の調査・研究

- ・加害者対応の研究

### (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

#### ○庁内関係課の連携強化

- ・庁内窓口と相談窓口の連携

#### ○関連施設等との連携強化

- ・婦人保護施設, 母子生活支援施設, 高齢者, 障がい者施設への入所支援の実施
- ・国際交流協会との連携

#### ○国, 県及び近隣自治体との連携強化

- ・婦人相談所(一時保護), 岩手県男女共同参画センター(男性相談)との連携
- ・県, 警察, 裁判所等の関連機関会議への参加, 情報交換
- ・盛岡市配偶者暴力相談支援センターの盛岡広域圏対応の検討(再掲)

#### ○DV防止対策推進体制の整備

- ・職員への研修の実施(新採用職員・窓口担当職員)(再掲)
- ・住民基本台帳の閲覧, 写しの交付制限の徹底, 庁内の情報共有(再掲)
- ・庁内連携体制の構築(再掲)

## 7 計画の推進体制（P61）

### (1) 推進体制

この計画に掲げる施策は、庁内においては事業を担当する部局で実施されるものですが、効果的な施策の推進を図るために、「盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議」において、各部局が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報交換と共有を行い、庁内で一体として計画の推進を図ることとします。

また、地域、教育・福祉・医療・警察等関係機関のほか、市内の男女共同参画に関わる団体やボランティアなど多様な主体と連携しながら市民協働により計画を推進します。

### (2) 進行管理

この計画は、平成25年に実施した市民意識調査を踏まえ、「盛岡市女性懇談会」の提言及び幅広い市民の意見・要望を尊重したものです。

計画推進にあたっては、盛岡市女性懇談会をはじめ広く市民の意見を尊重します。

また、計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して女性懇談会に報告するとともに、市民に公表します。

### (3) 他の自治体との連携

この計画の推進にあたっては、法律など国の諸制度や基本計画をはじめ県の計画のほか、関係団体など市民、企業など広範囲で様々な取組の成果が求められるものです。

そのため、広く情報収集に努めながら、行政などの関係機関や市民と連携をして計画の推進を図ります。

## 8 これまでの経過及び今後のスケジュール

平成26年	2月	21日	平成25年度第2回女性懇談会
	8月	7日	平成26年度第1回女性懇談会
	10月	31日	平成26年度第2回女性懇談会
	11月	6日	第1回男女共同参画行政推進連絡会議（庁内）
	11月	10日	政策形成推進会議
	11月	13日	市議会総務常任委員会
平成27年	1月	21日	第2回男女共同参画行政推進連絡会議（庁内）
	1月	26日	政策形成推進会議
	1月	30日	平成26年度第3回女性懇談会
	2月	9日	庁議
	2月	16日	市議会全員協議会
	2月	17日	パブリックコメント
	～3月	10日	
	3月下旬		市長決裁



(案)

女性が輝き 盛岡が輝く ～なはんプラン 2025～

# 第2次盛岡市男女共同参画推進計画

## 第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画



わすれな草  
E. 112

「澤沢紅子 野の花スケッチ」より。

盛 岡 市

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の基本的事項</b> . . . . .	<b>1</b>
第1節	計画策定の背景 . . . . .	1
1	世界の動き	
2	国の動き	
3	県の動き	
4	盛岡市の取組	
5	男女共同参画をめぐる新たな課題について	
第2節	計画策定の目的 . . . . .	12
第3節	計画の位置付け . . . . .	12
第4節	計画の期間及び名称 . . . . .	13
<b>第2章</b>	<b>本市の現状と課題</b> . . . . .	<b>15</b>
第1節	現状 . . . . .	15
1	社会情勢の変化	
2	市民意識について	
第2節	盛岡市男女共同参画計画（新なはんプラン）の達成状況と課題	31
1	盛岡市男女共同参画計画の概要	
2	達成状況と課題	
<b>第3章</b>	<b>基本理念と基本目標</b> . . . . .	<b>37</b>
第1節	基本理念 . . . . .	37
第2節	基本目標 . . . . .	37
<b>第4章</b>	<b>施策の展開</b> . . . . .	<b>39</b>
第1節	計画の体系 . . . . .	39
第2節	基本目標の実現に向けた施策の展開 . . . . .	40
基本目標1	政策や方針決定過程への女性の参画促進	
基本目標2	市民への男女共同参画の理解の促進	

- 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現
- 基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充
- 基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶  
(第2次配偶者暴力防止対策推進計画)

## 第5章 計画の推進に向けて . . . . . 61

- 第1節 推進体制 . . . . . 61
- 第2節 計画の進行管理 . . . . . 61
- 第3節 他の自治体との連携 . . . . . 61

## 巻末資料 . . . . . 63

- 1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画  
(第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画) 策定の経過 . . . . . 63
- 2 盛岡市女性懇談会設置要綱及び委員名簿 . . . . . 64
- 3 盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議要領 . . . . . 67
- 4 第20回市民意識調査結果(平成25年度実施 抜粋) . . . . . 69
- 5 第2次盛岡市男女共同参画推進計画に対する市民意見 . . . . . 85
- 6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 . . . . . 88
- 7 男女共同参画社会基本法 . . . . . 98
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 . . . . . 104
- 9 岩手県男女共同参画推進条例 . . . . . 118
- 10 男女共同参画行政のあゆみ . . . . . 119

# 第1章 計画策定の基本的事項

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景

「第2次盛岡市男女共同参画推進計画(第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画)」を策定するにあたり、世界、国、県、そして本市の男女共同参画の取組についての歴史を振り返るとともに、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題について確認します。

### 1 世界の動き

#### 国連での女性の地位向上の取組のはじまり

国際連合は、女性差別について世界規模で取り組むため、1975(昭和50)年を「国際婦人年」とし、メキシコシティで国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)を開催して、「平等・開発・平和」を目標とした「世界行動計画」を採択しました。

また、1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までの10年を「国連婦人の十年」と定めて、女性の地位向上の積極的な取組を呼びかけました。

#### 女子差別撤廃条約へ日本を含む57カ国が署名

1979(昭和54)年、国連総会において男女平等原則を具体化するために「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、1980(昭和55)年にコペンハーゲンで開かれた第2回世界女性会議で日本を含む57カ国が署名を行いました。

署名後、各国では、批准に向けて条約違反となる国内法等の改正を行うなど、取組が一層推進されることとなりました。

#### 雇用の場における女性差別撤廃の取組

1981(昭和56)年、国連の専門機関ILO(国際労働機関)は、ILO156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均衡に関する条約」(「家族的責任条約」)を採択しましたが、前文で次の2つの目的を掲げています。

- ・ 家族に対する責任は女性のみが担うのではなく、男女が平等に担って働くこと
- ・ 育児や介護のために休暇をとった労働者を差別しないこと、同時に単身者や子どものない共働き夫婦も区別されないこと

さらに、労働時間短縮などの労働者の状況を全般的に改善する措置が必要であることを述べており、すべての人が、職業生活と家庭生活の調和が図られ、平等で人間らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

これは、女子差別撤廃条約の「雇用の場における差別撤廃」から一歩進んで、「家族関係における差別撤廃」を雇用の場で具体化した条約といえます。

## 女性の地位向上に向けた戦略目標と行動計画の取組

1995（平成7）年に北京で開かれた第4回世界女性会議では、貧困や教育、女性に対する暴力の撤廃など2000年までに各国が取り組むべき12の領域についての戦略目標と行動計画を定めた「北京宣言」及び「北京行動綱領」を採択しました。

「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」として、戦略目標と取るべき行動を定めています。

## 女性への暴力に対する取組

2000（平成12）年、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等、開発、平和」において、「北京行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われるとともに、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブに関する文書（成果文書）」が採択され、女性への暴力に対する法律の整備も盛り込まれました。

## 国内政策及び計画におけるジェンダー<sup>1</sup>主流化<sup>2</sup>の流れ

2005（平成17）年に開催された「国連婦人の地位委員会（北京+10）」では、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」の再確認と各国政府にさらなる行動を求めることを宣言し、ジェンダー平等や女性の経済的地位の向上等を決議しました。

また、2009（平成21）年に開催されたILO第98回総会においては、各国におけるディーセント・ワーク<sup>3</sup>の実現に向け、その中核的要素であるジェンダーの平等について議論が行われました。

さらに、2010（平成22）年に、第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が開催されました。

これを受けて、日本政府は、「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」<sup>4</sup>を策定し、政府開発援助（ODA）にジェンダーの視点を適切に反映すること、メリハリをつけた実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定していくこと、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の2度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取組を報告するとともに、男女共同参画社会<sup>5</sup>実現に向け国際社会、国際機関及びNGO等の市民社会との一層の協力強化について、強

<sup>1</sup> ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。例えば「男性は外で働き、女性が家事をする」など。

<sup>2</sup> ジェンダー主流化：あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

<sup>3</sup> ディーセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事のこと。

<sup>4</sup> ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ：日本の開発援助のあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込むための政策文書

<sup>5</sup> 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第二条）

い決意を表明しました。

2011（平成 23）年、国連改革の課題の一環として既存のジェンダー関連 4 機関を統合した新たな機関「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、ジェンダー主流化の流れが加速されました。

#### 女性差別撤廃に向けた国際協力

2010（平成 22）年、「第 54 回国連婦人の地位委員会」が開催され、1995（平成 7）年の第 4 回世界女性会議での「北京宣言」及び「北京行動綱領」、第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議成果文書」の完全実施が国際的な開発目標にとって不可欠であるとして、さらなる貢献強化を宣言し、紛争下の女性・児童の人質解放などを決議しました。

#### 東アジアにおける取組の共有

2006（平成 18）年、日本が主導し東京で「第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマに男女共同参画の重要性や取組推進にあたっての課題など各国からの報告とともにテーマ別討議が行われ、ワーク・ライフ・バランスの重要性などが確認されました。

その後も取組は継続され、2013（平成 25）年に北京で開催された第 5 回会合では、「ジェンダー主流化—成果と課題」、「女性に対する暴力撤廃」及び「雇用におけるジェンダー差別の撤廃」をテーマに討議が行われています。

## 2 国の動き

### 「世界行動計画」に呼応した「国内行動計画」の策定

女性の地位向上への国際的な動きを受けて、1975（昭和 50）年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

また、1977（昭和 52）年には、第 1 回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を踏まえて、今後 10 年間の女性の地位向上に関する総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。

### 「女子差別撤廃条約」批准のための国籍、雇用、教育の差別の撤廃

1980（昭和 55）年「女子差別撤廃条約」の署名後、批准に向けて国内法制等諸条件の整備が重点課題として取り組まれました。

まず、1984（昭和 59）年には「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、父親が日本人でなければ子どもは日本国籍を取得できなかったものが、父又は母が日本人であれば日本国籍を取得できるようになりました。

また、1985（昭和 60）年には、「男女雇用機会均等法」が制定されるとともに、「労働基準法」が改正されて、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

さらに、1989（平成元）年に学習指導要領が改正され、1994（平成 6）年からは、高等学校家庭科の男女共修が実施されました。

### 「男女共同参加」から「男女共同参画」へ

1987（昭和 62）年、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されましたが、この計画では、21 世紀における社会の安定と発展のために、「男女共同参加型社会システムの形成」を目指しています。

1991（平成 3）年には「新国内行動計画」の改定が行われ、21 世紀の社会はあらゆる分野へ男女が共に企画・立案の段階から関与する「参画」が必要であるという基本認識のもとに、「男女共同参加」から「男女共同参画」に改められました。

### 「育児・介護休業法」による家族的責任を有する労働者の福祉の充実

1991（平成 3）年に「育児休業法」が成立し、1995（平成 7）年には、ILO156 号条約「家族的責任条約」が批准されました。

この年には、「育児休業法」が「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」に改定されました。

さらに、2009（平成 21）年の「育児・介護休業法」の改正では、3 歳未満の子どもを養育する従業員への短時間勤務や子の看護休暇制度、さらには父親の育児休業制度の拡充に加えて、介護のための短期の休暇制度が盛り込まれました。



## 推進体制の整備と男女共同参画社会基本法の成立

1994（平成6）年、国内本部機構の充実を図るために、婦人問題企画推進本部を改組して男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

1996（平成8）年、「北京行動綱領」と男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて2000（平成12）年までに取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

1999（平成11）年には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けました。

また、2000（平成12）年には、「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年度までに国や地方公共団体や国民が具体的に取り組むべき課題や施策が示されました。

なお、同年、内閣府に「男女共同参画局」が設置され、併せて内閣府官房長官を議長とし、関係大臣や有識者による「男女共同参画会議」が設置されるとともに、「男女共同参画担当大臣」が置かれて、体制の強化が図られることとなりました。

## 労働の場における均等待遇とセクシャル・ハラスメント<sup>6</sup>対策

1997（平成9）年に改正された男女雇用機会均等法は、平成11年に全面施行され、性的な言動に起因する問題（セクシャル・ハラスメント）に関する雇用管理上の配慮義務が事業主に求められることになりました。

さらに、2006（平成18）年の改正男女雇用機会均等法においては、性差別禁止範囲が男性にも拡大されるとともに、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシャル・ハラスメント対策の強化が盛り込まれました。

## 女性に対する暴力防止の対策

2001（平成13）年には、内閣府に「男女共同参画会議」が設置されるとともに「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

DV防止法は、2004（平成16）年及び2007（平成19）年の改正を経て、基本方針も改正されて、市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター<sup>7</sup>（DV

<sup>6</sup> セクシャル・ハラスメント：職場など継続的な人間関係において、上司と部下のように優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。ただし、今日では言動に限らず該当する行為全体がセクシャル・ハラスメントと定義されている。

<sup>7</sup> 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全確保や一時保護、自立して生活するための情報提供等の援助、被害者を居住させ保護する施設についての情報提供等の援助、保護命令制度利用についての情報提供等の援助を行う、都道府県が設置する婦人相談所や市町村が設置する施設。

（一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行う）

相談支援センター)設置が努力義務化され、対策の強化が求められることになりました。

また、2013(平成25)年の改正においては、保護の対象が交際相手に拡大され、名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

### 女性の活躍に向けて

2005(平成17)年、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、防災など取組を必要とする新たな分野を加えて12の重点分野を掲げるとともに、女性の再チャレンジ支援や男性の参画の拡大などの事項が盛り込まれました。

2007(平成19)年には、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら、個人としても健康で豊かな生活をおくるため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>8</sup>)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2010(平成22)年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、実効性のあるアクション・プランとするために、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など新設の5分野を含む15の重点分野を掲げるとともに、「2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」に向けた取組や女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ<sup>9</sup>問題」の解消に向けた取組を進めています。

<sup>8</sup> ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。詳細は46ページに記載。

<sup>9</sup> M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

### 3 県の動き

#### 女性施策専門部署の設置

1979（昭和 54）年青少年婦人課が設置（平成 5 年に青少年女性課に改称）されて女性施策推進の体制が整備され、1988（昭和 63）年には、「新岩手の婦人対策の方向」が策定されました。

1992（平成 4）年には、男女共同参画社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」が策定されました。

#### 男女共同参画基本法に基づく条例や計画の策定

2000（平成 12）年には、男女共同参画社会基本法の理念に則り、岩手の女性の現状を踏まえて、「いわて男女共同参画プラン」が策定されるとともに、2002（平成 14）年には、「岩手県男女共同参画推進条例」が制定されました。

2005（平成 17）年には、より効果的な施策の推進を図るために、「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」が策定され、さらに 2011（平成 23）年には、平成 32 年度を目標年次とする「いわて男女共同参画プラン」が策定されました。

この計画においては、根強く残る固定的性別分担意識<sup>10</sup>の解消に向けて特に男性の意識改革を図ることや仕事と家庭・地域生活の両立支援、市町村との連携とDV対策支援をポイントに掲げています。

#### DV防止法に基づく計画の策定

2005（平成 17）年には、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」が策定されました。この計画は、平成 20 年にDV防止法の改正を受けて一部改正を行いました。2011（平成 23）年に新しい計画が策定され、被害者の相談・保護、自立に向けた施策の充実が図られることとなりました。

---

<sup>10</sup> 固定的性別分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

#### 4 盛岡市の取組

##### 女性の地位向上に向けた組織の設置

1984（昭和 59）年に、福祉事務所に「青少年婦人室」及び「盛岡市婦人懇談会」を設置し、「婦人問題についての市民意識調査」の実施を行うなど女性の地位向上のための取組を開始しました。

1985（昭和 60）年には婦人懇談会が市長に「婦人問題に関する当面の課題について」の提言を行い、この提言や婦人団体からの意見聴取等をもとに、1986（昭和 61）年に「盛岡市婦人行動計画」を策定しました。

婦人懇談会はその後も、1990（平成 2）年及び 1992（平成 4）年に「女性センター」の建設の要望や行政用語の「婦人」という呼称を「女性」に改めるよう提言を行い（この年に「盛岡市婦人懇談会」を「盛岡市女性懇談会」に改称）、その提言を受けて、1993（平成 5）年、「青少年婦人室」を「青少年女性室」（組織の見直しにより、現在は男女共同参画青少年課）に変更し、行政用語も可能な限り「女性」に変更しました。

##### 計画の策定による具体的な取組

1995（平成 7）年に「新盛岡市女性行動計画～なはんプラン 21～」を策定、2000（平成 12）年には見直しを行い、女性施策の体系的な推進を図ってきました。

2005（平成 17）年には、その後の社会経済情勢の変化等により見直しを行うとともに、新たに生じた課題に対応するために、市民意識調査や関係団体等からの意見聴取を行い、女性懇談会の提言を受けて、「盛岡市男女共同参画計画～新なはんプラン」を策定しました。

また、子育て環境の整備を推進するために「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定するとともに、2006（平成 18）年 1 月に旧玉山村と合併したことにより、「新なはんプラン」の見直しを行いました。

さらに 2010（平成 22）年には、環境変化に対応し、国の第 3 次男女共同参画計画との整合性を図るため、「新なはんプラン」の見直しを行いました。

##### 女性団体の粘り強い運動による女性センターの開館

もりおか女性センターは、その設置にあたって、様々な女性団体で構成する「もりおか女性の会」から平成 5 年から 10 年までの間に 6 回にわたって要望書が提出されるなど、市民の願いを受けて「女性問題等の多様なニーズに応えうる活動拠点」として、2000（平成 12）年に開館しました。

2005（平成 17）年に働く婦人の家を統合して、本館、別館とするとともに、2006（平成 18）年からは、管理運営にあたり指定管理者制度<sup>11</sup>を導入し、男女共同参

<sup>11</sup> 指定管理者制度：従来、公共的団体などに限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者やNPOに行わせるもの。導入の目的は、民間の創意工夫やノウハウが施設の管理運営に活かされ住民サービスの向上や管理運営の効率化。

画の拠点施設として市民に浸透しています。

#### **配偶者暴力防止対策の取組**

2008（平成20）年の改正DV防止法の施行を受けて、「配偶者暴力防止対策推進計画（DV防止計画）」を策定するとともに、もりおか女性センターを配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）に指定し、相談や被害者の支援を行っています。

## 5 男女共同参画をめぐる新たな課題について

### (1) 国の第3次男女共同参画基本計画について

#### ア 男性や子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会の実現は、男性が抱える問題の解決も不可欠であり、特に男性の場合は、家庭における経済的な責任や職場での長時間勤務など固定的性別分担に基づく課題が多い状況にあります。

また、男女間における暴力の予防啓発に対する取組として、男性被害者に対する相談体制についても検討する必要があるほか、子どもへの貧困連鎖により、経済力格差による学力格差の拡大や子どもへの虐待など子どもの問題についても早急な解決が求められています。

#### イ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

単身世帯やひとり親家庭においては、貧困など生活上の困難が拡大し、特に、高齢単身女性世帯や母子家庭は、相対的貧困率が高い状況にあります。

生活上の困難は、子どもたちの教育機会にも影響を与え、貧困が世代間で連鎖しています。この世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の経済的な自立を支援することが求められています。

また、DV被害者やその子どもに対しては、精神的な回復が必要であることから、就業による自立支援に加えて、日常生活や社会的な自立の支援も必要であり、関係機関や支援を行う民間団体との連携強化が必要です。

#### ウ 性的指向<sup>12</sup>や性同一性障害<sup>13</sup>を理由に困難な状況に置かれている人々への配慮

男女を問わず、性的指向や性同一性障害を理由に困難な状況に置かれている人々への差別や偏見を解消するため、啓発や相談、調査・研究を行う必要があります。

#### エ 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

地域社会は、家庭とともに最も身近な生活の基盤ですが、少子・高齢化の進行や社会経済情勢の変化により、人間関係の希薄化や高齢単身世帯の増加など地域活動も大きく変化しています。

そのため、性別などに関わらず多様な住民が主体的に参加しなければ地域の活性化を図ることが困難な状況にあり、特に防災の分野については、地域防災計画の策定段階から多様な住民の視点が生かされるとともに、運用に

<sup>12</sup> 性的指向：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

<sup>13</sup> 性同一性障害：「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有するものである」と定義されている。なお、日本精神神経学会のDSM-5病名・用語翻訳ガイドラインでは、gender dysphoriaの訳名を性別違和に変更した。

あたっても女性の参画を拡大することが求められています。

## (2) 防災・復興への取組について

国では、東日本大震災の経験を踏まえて、中央防災会議において「防災基本計画」の修正を行い、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮や復旧・復興の場における女性の参画推進を位置付けるとともに、2013（平成25）年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定しました。

指針における基本的な考え方としては、復旧・復興の意思決定過程の場での女性の活躍の推進、災害時から受ける男女等の社会的立場による困難を最小限にする、避難生活における人権尊重と安全・安心の確保などが示されるとともに、「地方公共団体の定める男女共同参画計画に、防災・復興に係る施策を適切に位置付け、地域防災計画とも整合性を取りながら、基本的な考え方や具体的な取組を盛り込むことが望ましい」としています。

なお、市においては、女性の視点に立った東日本大震災の復興支援の取組として、被災地での買い物代行による女性の自立支援を実施し、被災した女性の経済的自立などに貢献することができました。

一方で、避難所運営における女性の意思決定過程への参加の必要性など、防災分野における課題も明らかになりました。

## (3) 女性の活躍の推進

### 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」に向けた取組

国では、『「日本再興戦略」改訂2014』において、人口減少社会において労働力の維持と経済成長の持続のためには、女性の活躍・社会進出が鍵を握っているとし、社会保障制度等も含めて検討を行うとともに、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」という具体的な目標を掲げて取組を進めています。

また、県においても、庁内に「若者女性協働推進室」を設置し、女性の活躍を推進することにより、東日本大震災からの復興の加速化を進め、地域経済の活性化に寄与することを目的として、「いわて女性の活躍促進連携会議」を設置して、女性の活躍推進に取り組んでいます。

市では、「新たなプラン」に基づき審議会等における女性委員の登用率の向上を図るなど、市政への女性の参画を推進しましたが、急速に少子化が進行する中で社会の活力を維持するためには、人口の半分以上を占める女性が十分に力を発揮する機会を創出することが急務です。

## 第2節 計画策定の目的

男女共同参画社会基本法において、男女が互いに人権を尊重し、ともに支え合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題として位置付けられています。

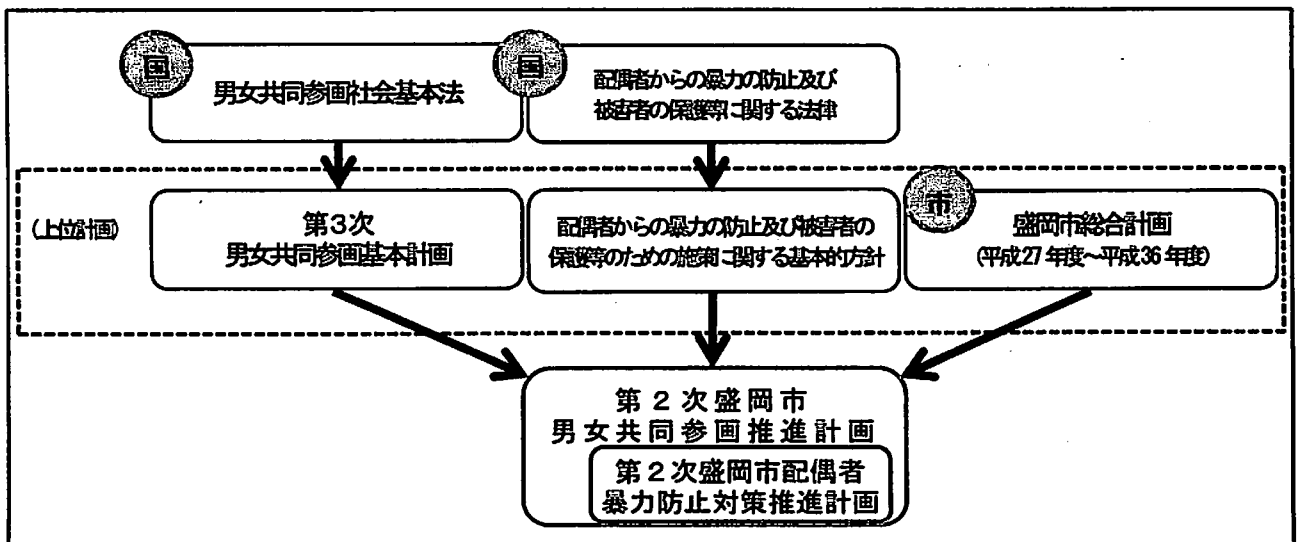
本市においては、この理念を具体化するために、平成17年に策定した「盛岡市男女共同参画計画～新たなプラン～」に基づき、施策の推進を図ってきました。

「新たなプラン」の計画期間が平成26年度までとなっていることから、その成果を継承し、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決を図るため、本市の現状を踏まえながら、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するために本計画を策定します。

## 第3節 計画の位置付け

- 1 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、基本目標5「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の取組をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含することとし、一体として施策の推進を図ります。
- 2 平成17年に策定した「盛岡市男女共同参画計画～新たなプラン～」及び平成21年に策定した「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の後継計画として、その成果を踏まえ、未解決の問題について解決に向けた方策を講じます。
- 3 盛岡市総合計画における将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につながるまちづくり」の実現に向けて施策の推進を図るとともに、関連する本市の他の計画との整合性に配慮しています。

### ■本計画の位置付け





#### 第4節 計画の期間及び名称

計画の推進期間を2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

また、「盛岡市男女共同参画計画」の後継としてその基本理念を引き継ぐために、名称を「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」とします。

なお、愛称については、平成7年策定の「新盛岡市女性行動計画」が「なはんプラン21」、平成17年策定の「盛岡市男女共同参画計画」が「新たなはんプラン」でしたが、これを継承し、「なはんプラン2025」とします。

## **第2章 本市の現状と課題**

## 第2章 本市の現状と課題

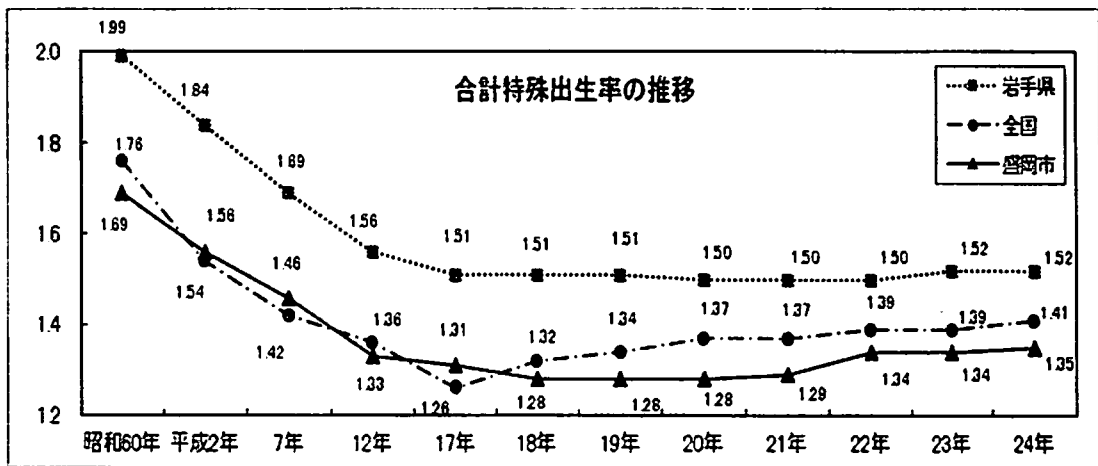
### 第1節 現状

#### 1 社会情勢の変化

国勢調査結果からみえる本市の状況は、次のとおりです。

##### (1) 少子化の進行

盛岡市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する平均の子どもの数）は、平成18年から20年を底に21年から増加傾向にあるものの、国や県を下回っています。



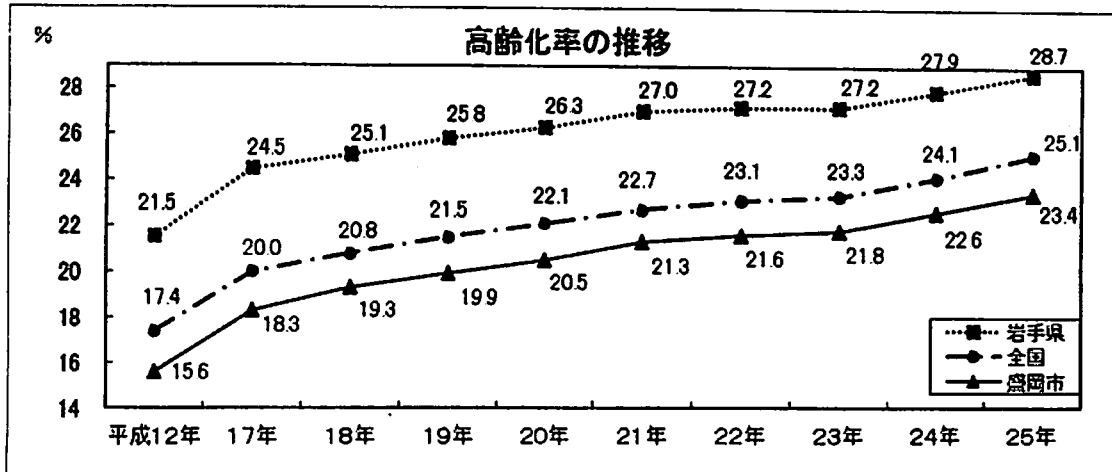
資料：盛岡市保健所概要

##### (2) 高齢化の進行

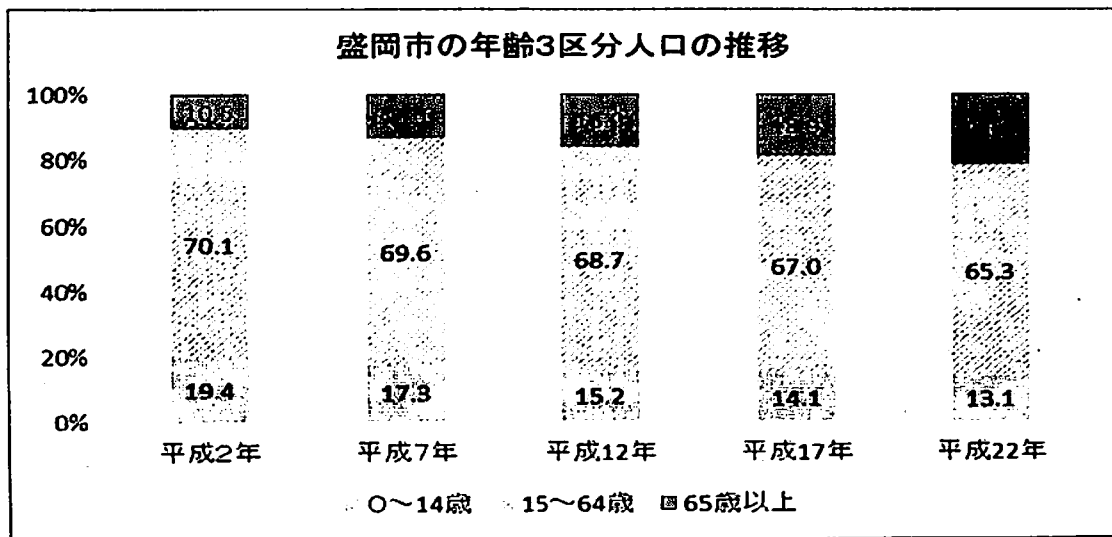
盛岡市の高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、全国、岩手県と比較して低くなっていますが、年々上昇を続けています。

また、年齢3区分人口の推移を見ると、0～14歳の年少人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口が増加しており、少子化の進行が高齢化に一層の拍車をかけています。

人口減少社会において、社会が活性化するには、高齢者も生き生きと活躍することが不可欠であるため、高齢者が十分に能力を発揮できる仕組みづくりが求められています。



資料：県と市は岩手県人口移動報告年報，国は内閣府 高齢社会白書

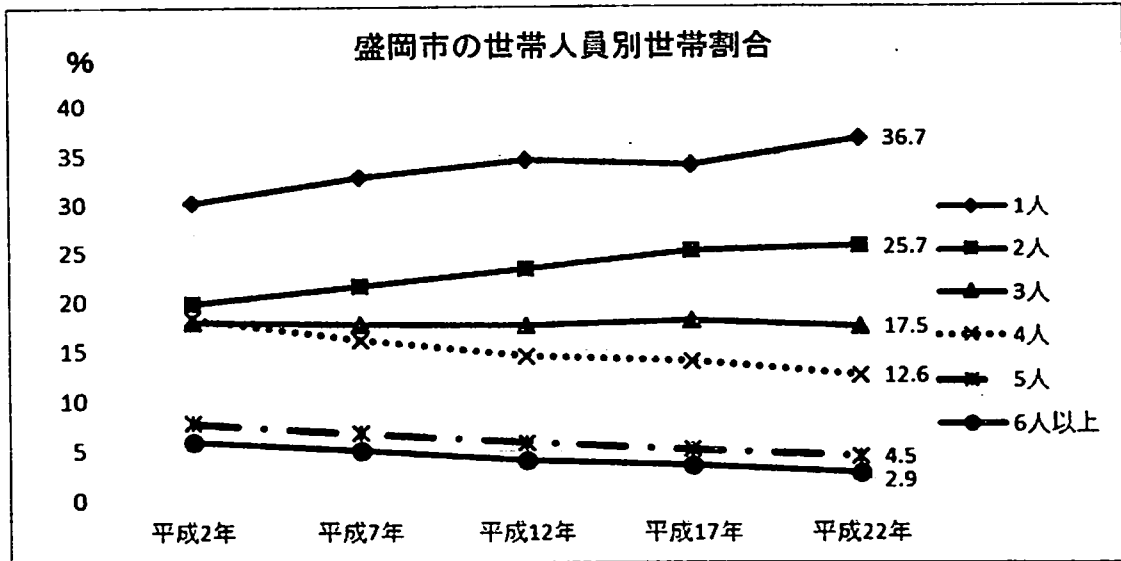


資料：岩手県人口移動報告年報  
※100%にするために年齢不詳分を按分

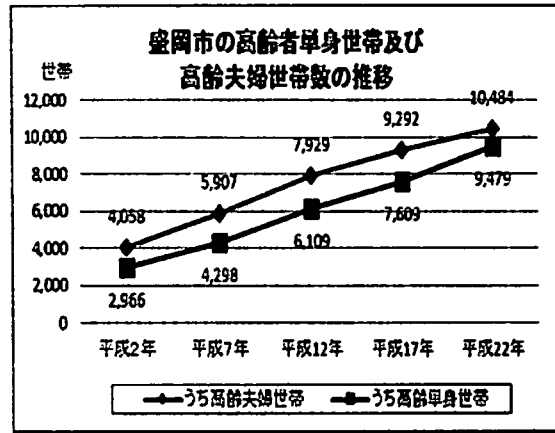
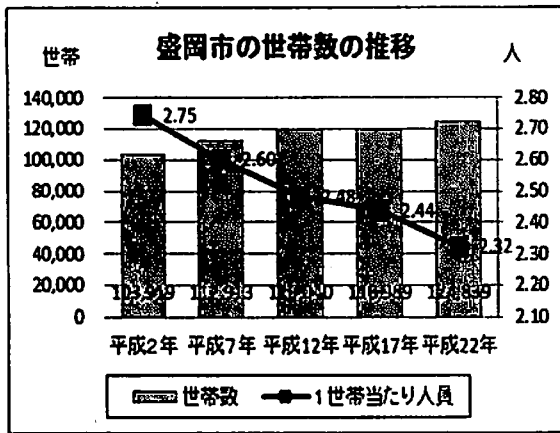
### (3) ひとり親家庭や単身世帯の増加

盛岡市の世帯人員別世帯数の割合を平成2年と平成22年の比較で見ると、1人世帯、2人世帯、3人世帯が増加し、4人以上の世帯割合が減少しています。また、増加率を見ると、1人世帯の増加が顕著となっています。そのため世帯数が増加し、1世帯あたりの人員が減少しています。

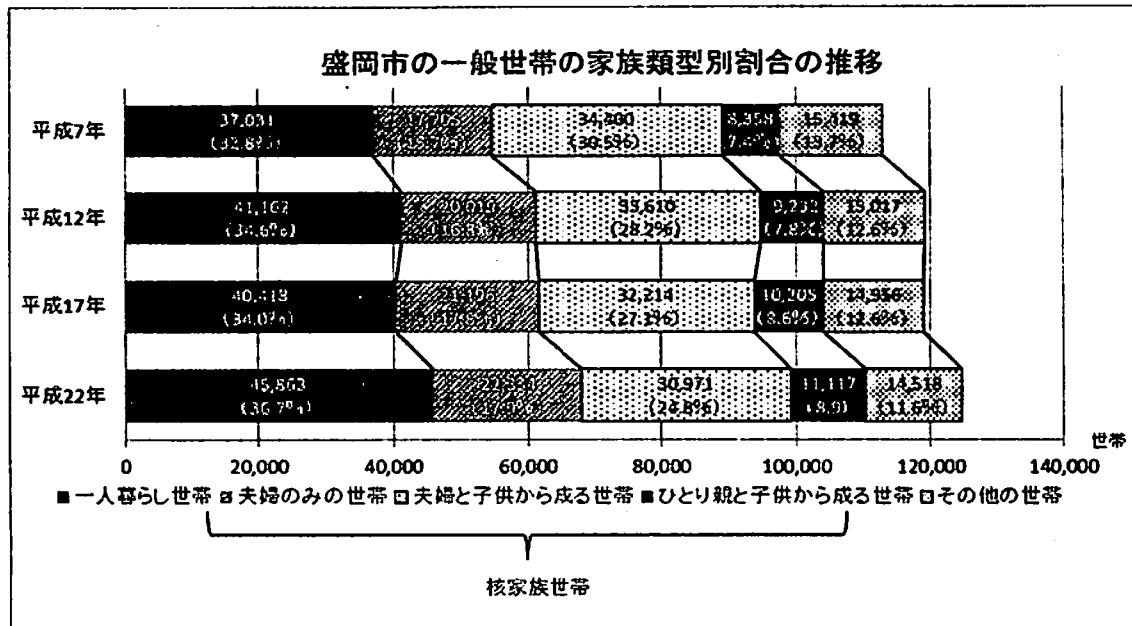
また、世帯の家族類型を見ると、核家族世帯がやや減少していますが、内訳としては夫婦のみの世帯は横ばい、夫婦と子どもの世帯が減少、ひとり親と子どもの世帯がやや増加しています。



資料：総務省 国勢調査



資料：総務省 国勢調査



資料：総務省 国勢調査

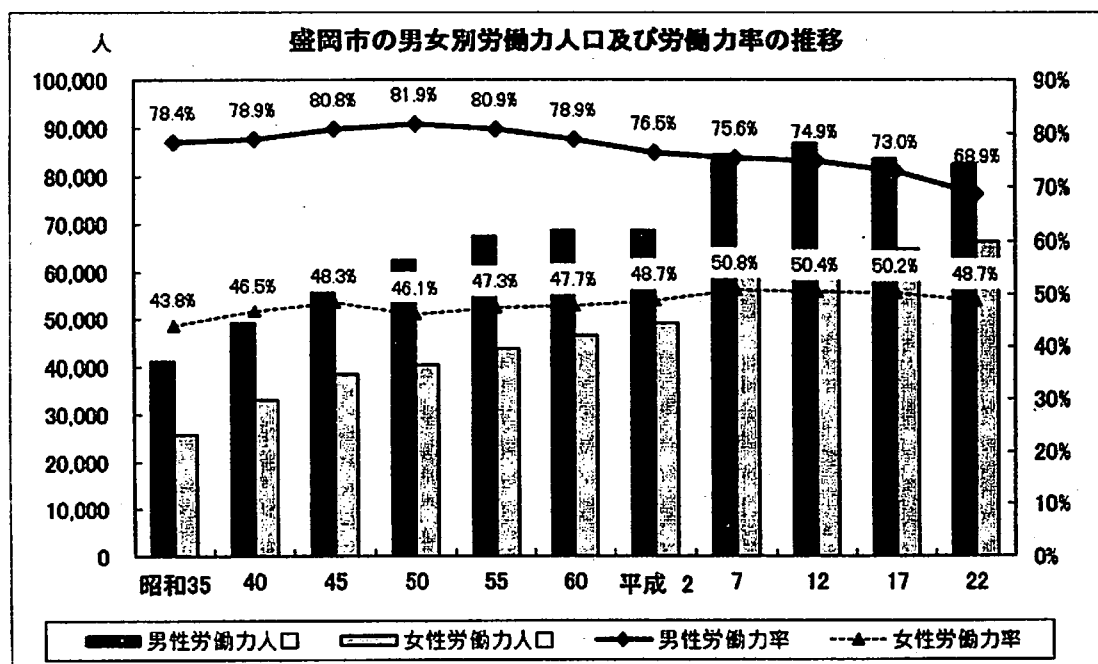
(4) 働く女性が増加している一方で、出産等で仕事を辞める女性も多い

平成22年の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は58.2%で、平成17年に比べ2.7ポイント低下しています。そのうち、男性は68.9%、女性は48.7%で、男性は4.1ポイント、女性は1.5ポイントそれぞれ低下しています。

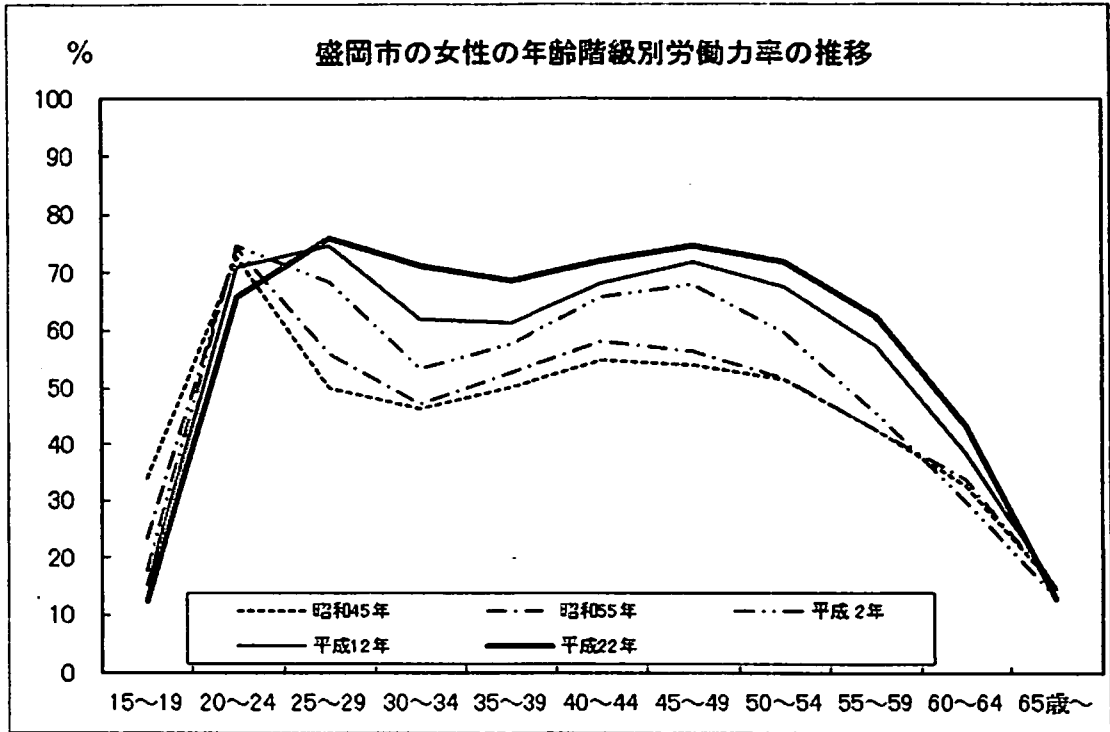
本市における女性の年齢階級別労働力率は、大学等を卒業し就業する20歳から24歳で急増し、大学院等を卒業した就業者も加わった25歳から29歳が最も高く、出産や子育てにより退職をする30歳代で減少し、子育てが一段落して改めて就業する45歳から49歳が次のピークとなる、いわゆる「M字カーブ」を描いております。

M字の底となっている労働力率は、年々上昇し、台形に近づきつつありますが、依然としてM字の谷にあたる年齢においては、育児や家事などを理由に仕事を辞める女性も多く、男女間での平均勤続年数やキャリアの中断に伴う管理職比率の差異を生む原因となっています。

さらには、M字カーブの谷から右側の山に向かう40歳代以降においては、非正規雇用者として労働市場に復帰しており、正規雇用は困難な状況にあります。



資料 総務省 国勢調査

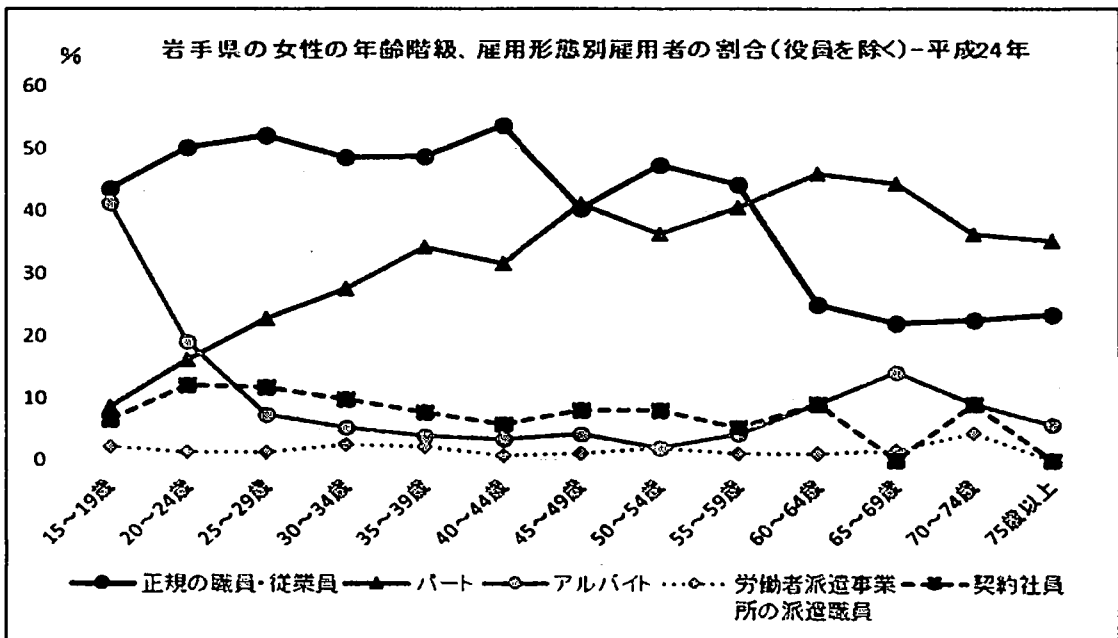


盛岡市の地位別雇用者割合

単位：%

	全体		男性		女性	
	正規雇用者	非正規雇用者	正規雇用者	非正規雇用者	正規雇用者	非正規雇用者
H17	82.6	17.4	90.1	9.9	73.5	26.5
H22	66.1	33.9	82.7	17.3	47.0	53.0

資料 総務省 国勢調査



## 2 市民意識について

### (1) 第20回市民意識調査結果

「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」及び「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の計画策定にあたり意識調査を行いました。その概要は、次のとおりです。

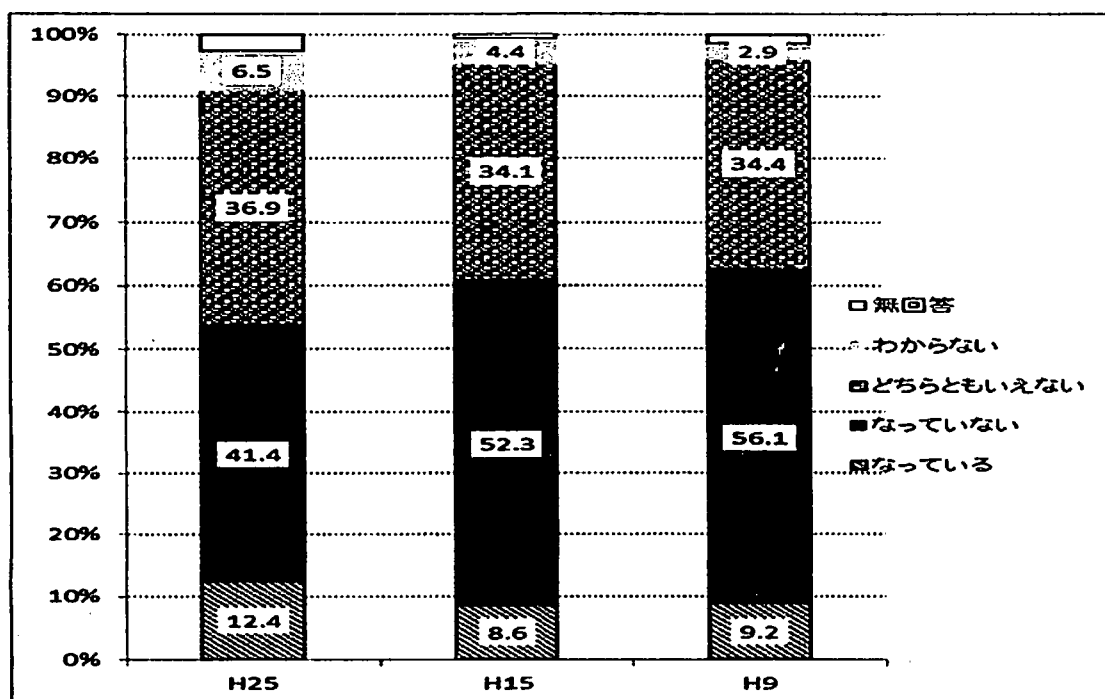
調査方法	アンケート方式による調査
対象者	満20歳以上の市民の2%
抽出数	4,837人
抽出方法	住民票ファイル(平成25年6月28日)から等間隔無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成25年7月22日～7月30日
有効回収数	2,099人
有効回収率	43.4%

#### ア 男女平等感について

平成9年度、平成15年度の調査と比べて、平等に「なっていない」が減少し、「なっている」が増加しています。

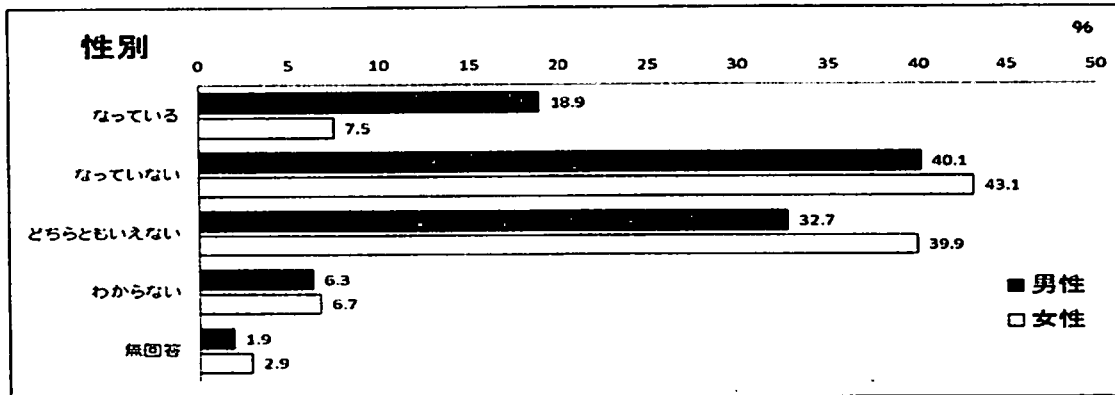
このことは、男女共同参画施策が推進された結果によるものと考えられますが、「なっている」が依然10%台と低い状況にあります。

また、男女間で差が大きいことや30代及び40代の割合が低いことから、この世代の課題を把握することが必要であることがわかりました。

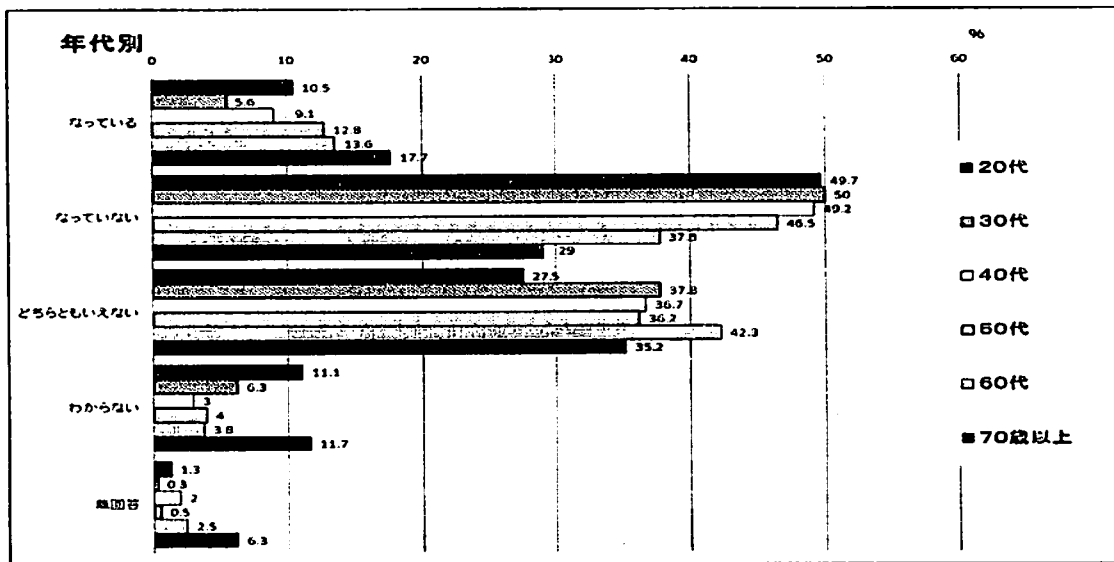


資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成





資料：第20回市民意識調査報告書



資料：第20回市民意識調査報告書

### イ 平等になっていない分野について

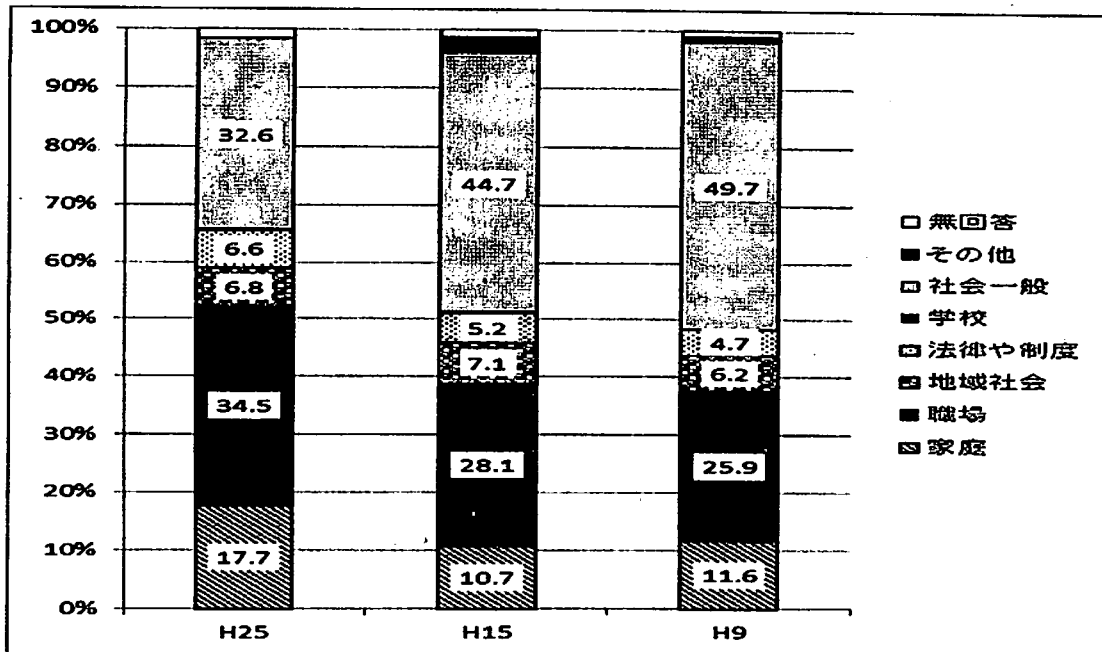
平成9年度、平成15年度と比較すると、「家庭」と「職場」で大きく増加しています。

平成25年度の調査で、性別による不平等感の乖離が大きいのも「家庭」と「職場」ですが、「家庭」は、女性は男性の約3倍、「職場」は男性が女性より8.7ポイント高くなっています。

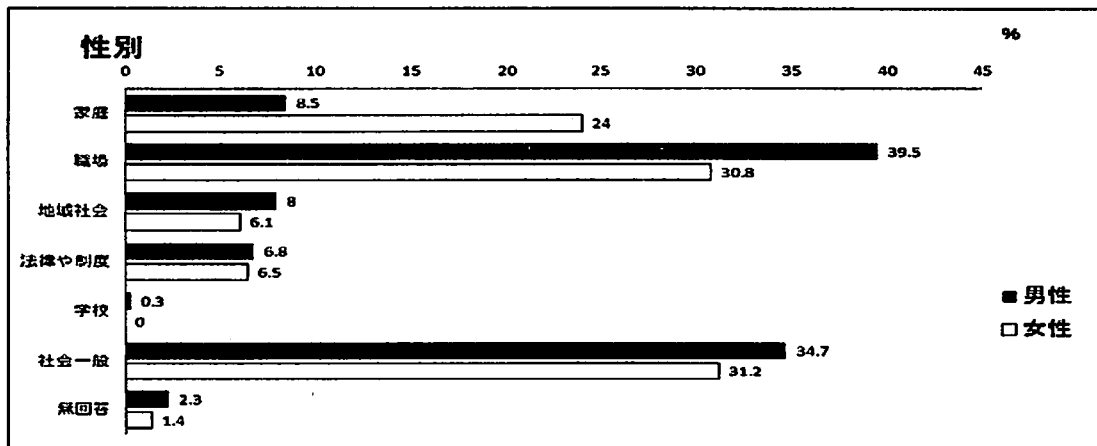
年代別では、30代と40代で「家庭」及び「職場」が高くなっています。

平成15年度の調査においては、性別による傾向は同様ですが、年代別では、「家庭」が60代、70代が高く、「職場」は20代、50代が高く30代、40代が低くなっています。

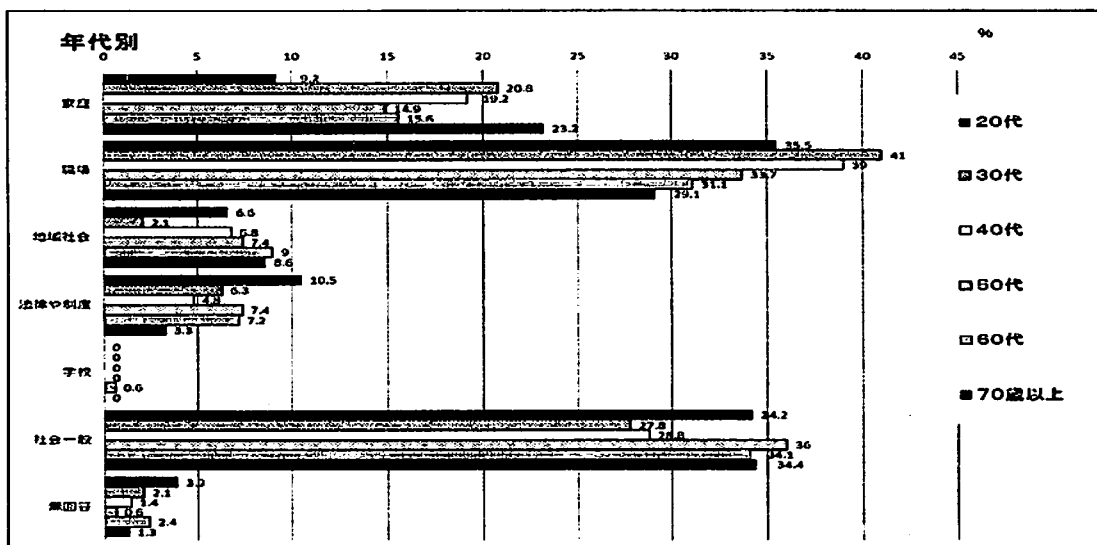
このことから、10年間で女性の職場進出が進んだ結果、平成25年度の調査においては、職場での不平等感を意識することが多くなっていることや、30代40代が仕事と子育てをしているなかで不平等感を持っていると考えられます。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成



資料：第20回市民意識調査報告書



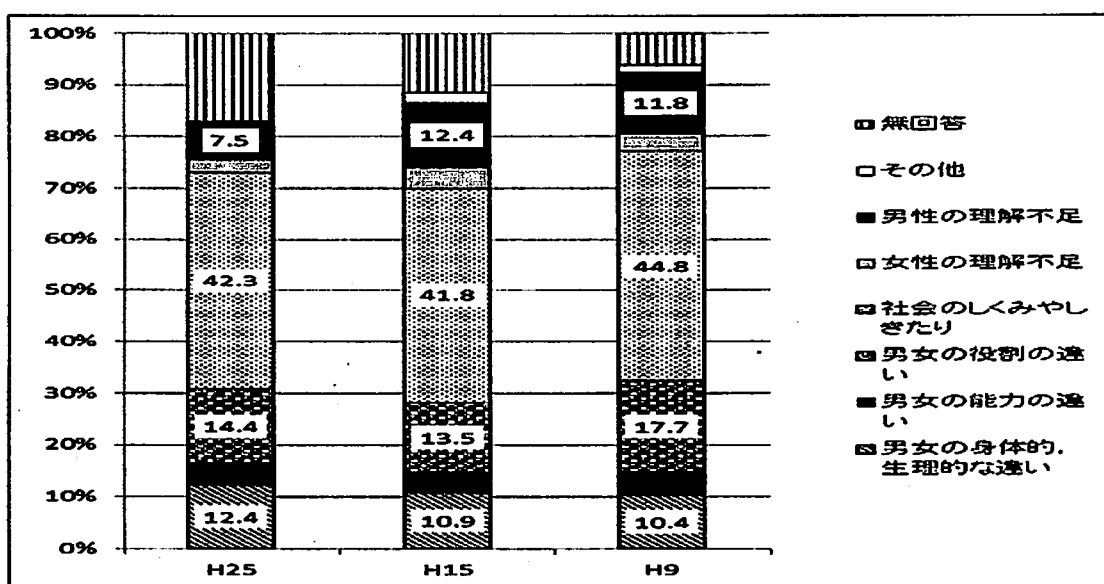
資料：第20回市民意識調査報告書

### ウ 平等になっていない原因について

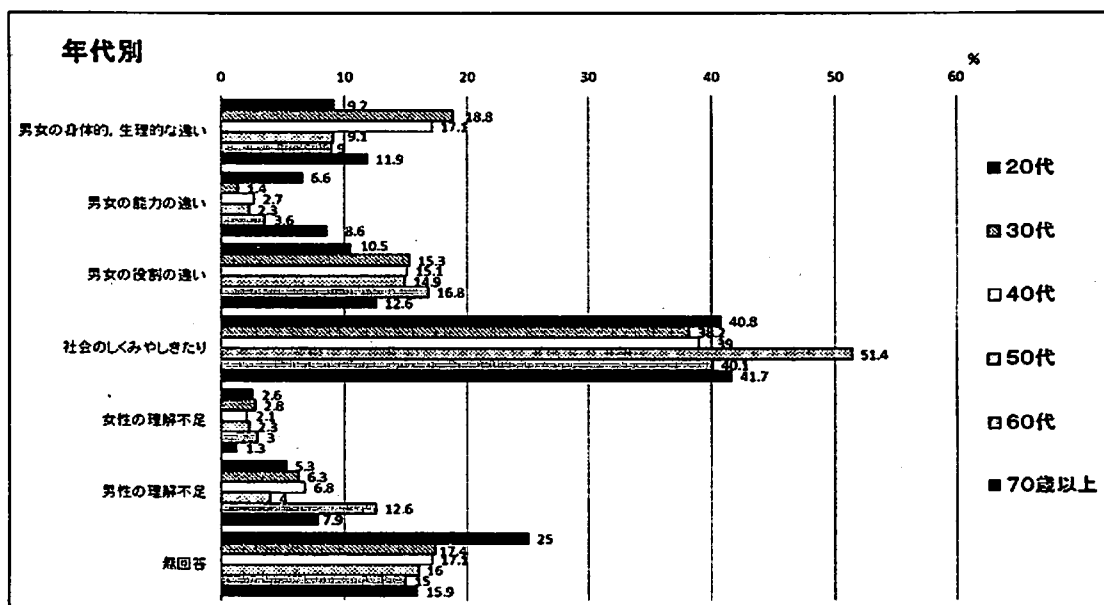
平等になっていない原因については、「社会のしくみやしきたり」が42.3%と最も高くなっています。平成15年度の調査でも41.8%と最も高い割合でしたが、依然、社会制度や慣行において不平等を感じている割合が高い状況です。

また、年代別では50代が、「社会のしくみやしきたり」、60代が「男性の理解不足」が高く、30代、40代は「身体的・生理的違い」、20代は「能力の違い」が他の年代より高くなっています。

50代は、就労や介護などの実態の場面において不平等を感じていることが多く、20代では、無回答の割合も高く、社会生活において不平等の原因を実感として捉えきれていないと考えられます。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成

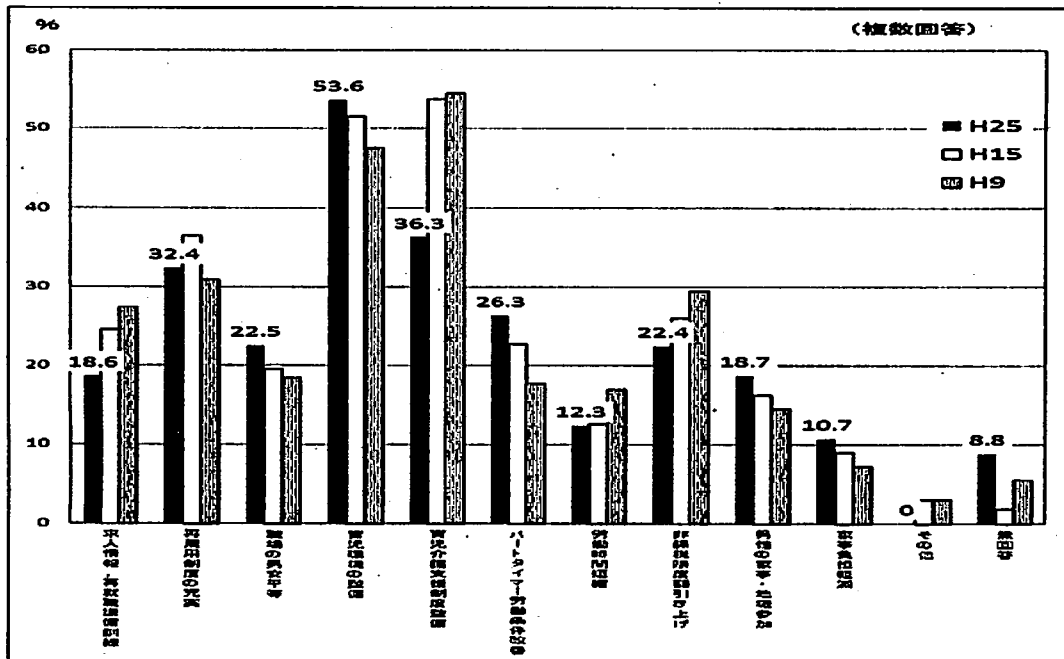


資料：第20回市民意識調査報告書

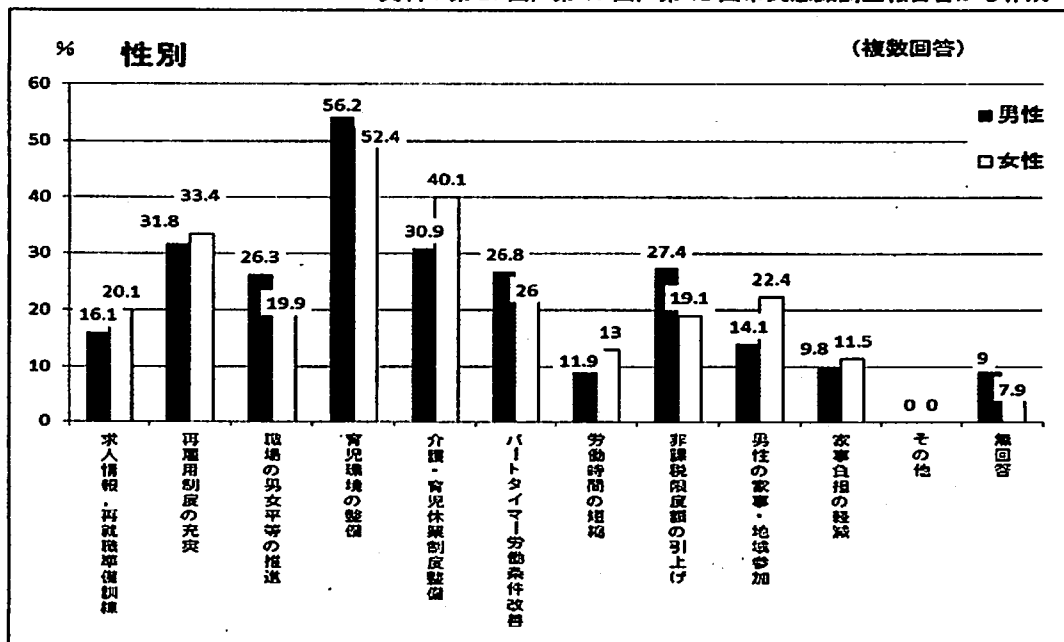
## エ 女性が働きやすい環境について

「育児環境の整備」が最も高く、「育児・介護支援制度の整備」と「再雇用制度の充実」が続いています。これは、結婚や出産などでの退職後に再就職の意識が高まっていると考えられ、再就職のための育児と就労についての社会制度の充実が望まれています。

また、女性は「介護・育児休業制度の整備」と「男性の家事・地域参加」が男性と比べて高く、男性は「職場の男女平等」が女性に比べて高くなっています。このことから、女性は働き続けるための現実的で切実な課題をあげていると考えられます。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成

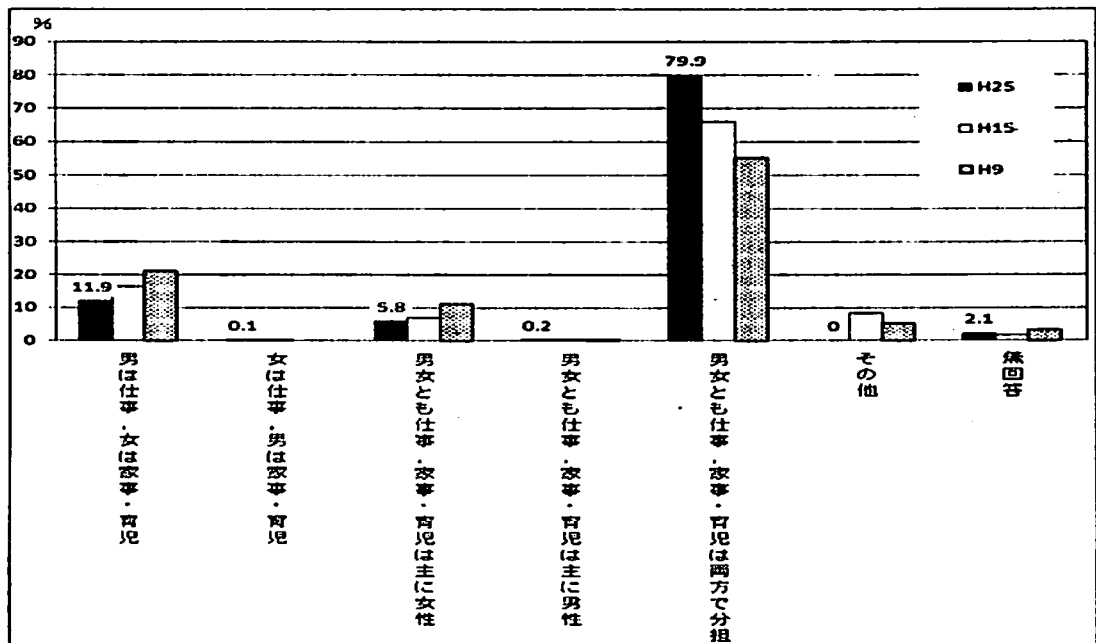


資料：第20回市民意識調査報告書

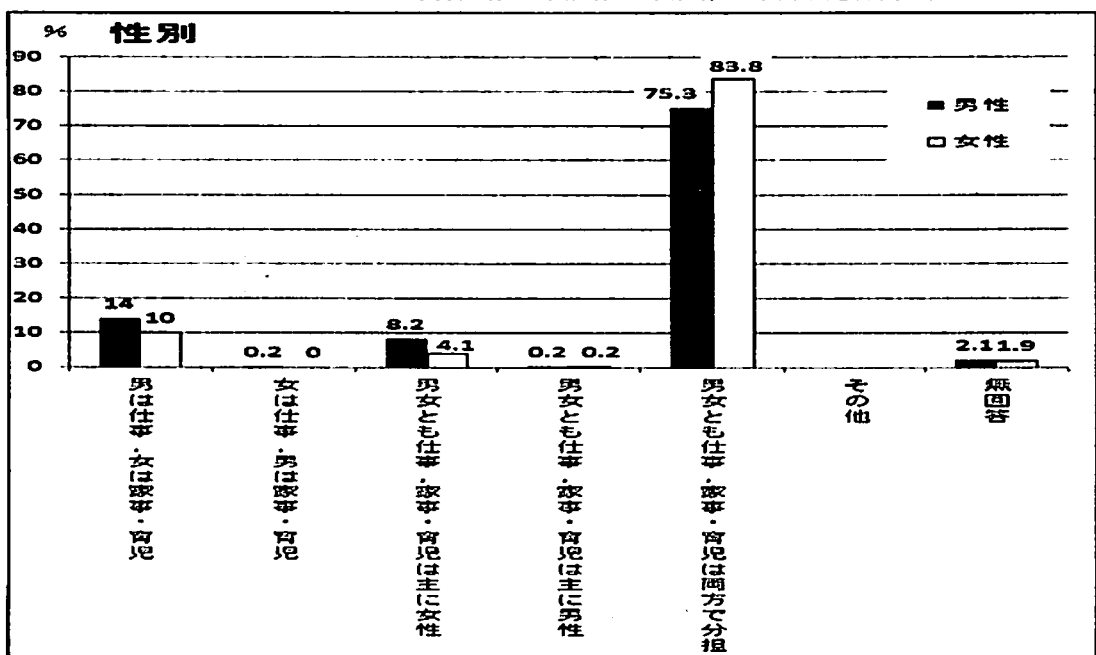
## オ 家庭生活における夫婦の役割分担について

「男女とも仕事、家事・育児は両方で分担」が最も高く、平成15年度の調査と比べて13.9ポイント増加しています。一方で、「男は仕事、女は家事・育児」が、4.5ポイント減少しており、意識としては、仕事と家庭の調和が浸透してきていると考えられます。

男女共同参画意識が高まり、性別により特定の役割を分担する意識は減少していますが、性別に見ると、男性は、「家事育児は女性が行うべき」という考えが残っており、これが家庭生活における女性の不平等感の原因となっていることが考えられます。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成

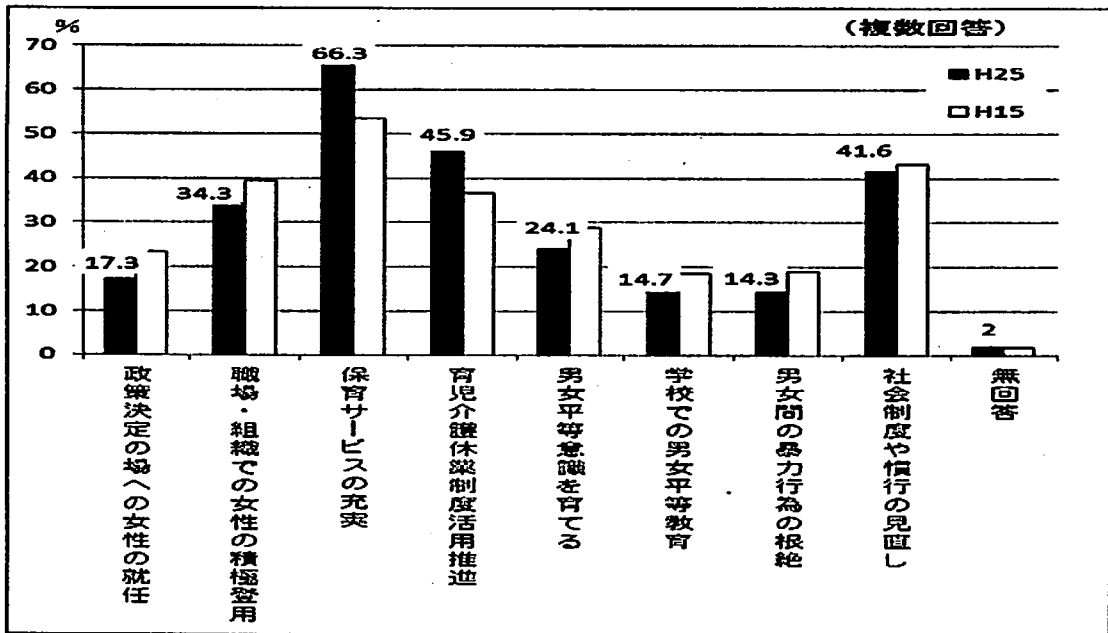


資料：第20回市民意識調査報告書

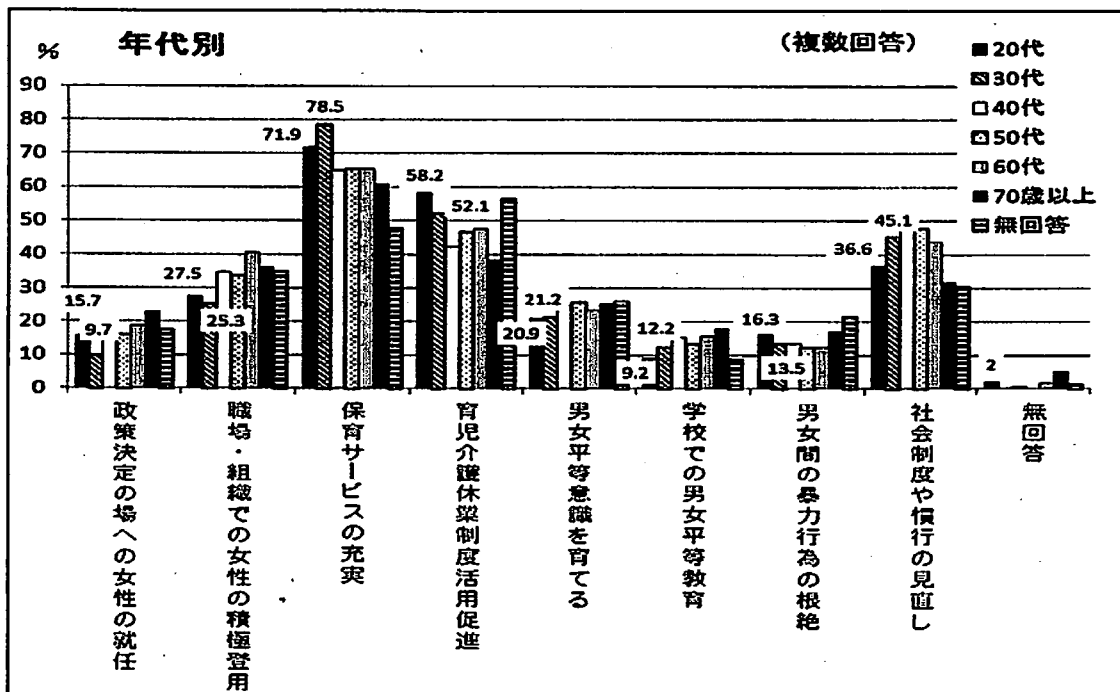
カ 男女が対等・平等に協力し合う社会を築くために大切なことについて

「保育サービスの充実」が最も多く、続いて「育児介護休業制度活用推進」、  
「社会制度や慣行の見直し」の順となっています。保育サービスや育児・介護  
休業制度の充実は、平成15年度と比較しても大きく増加し、ニーズが高まっ  
ています。

この2つは、20代や30代の子育て世代で特に高く、就業に対するニーズと  
相まって切実である様子がうかがえます。



資料：第20回、第15回市民意識調査報告書から作成

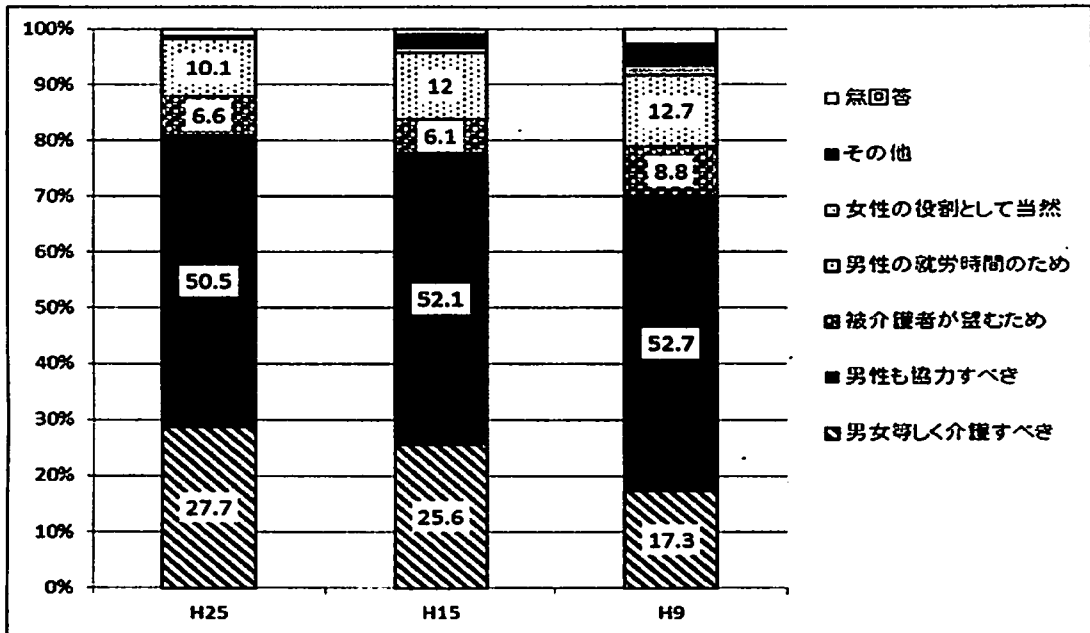


資料：第20回市民意識調査報告書

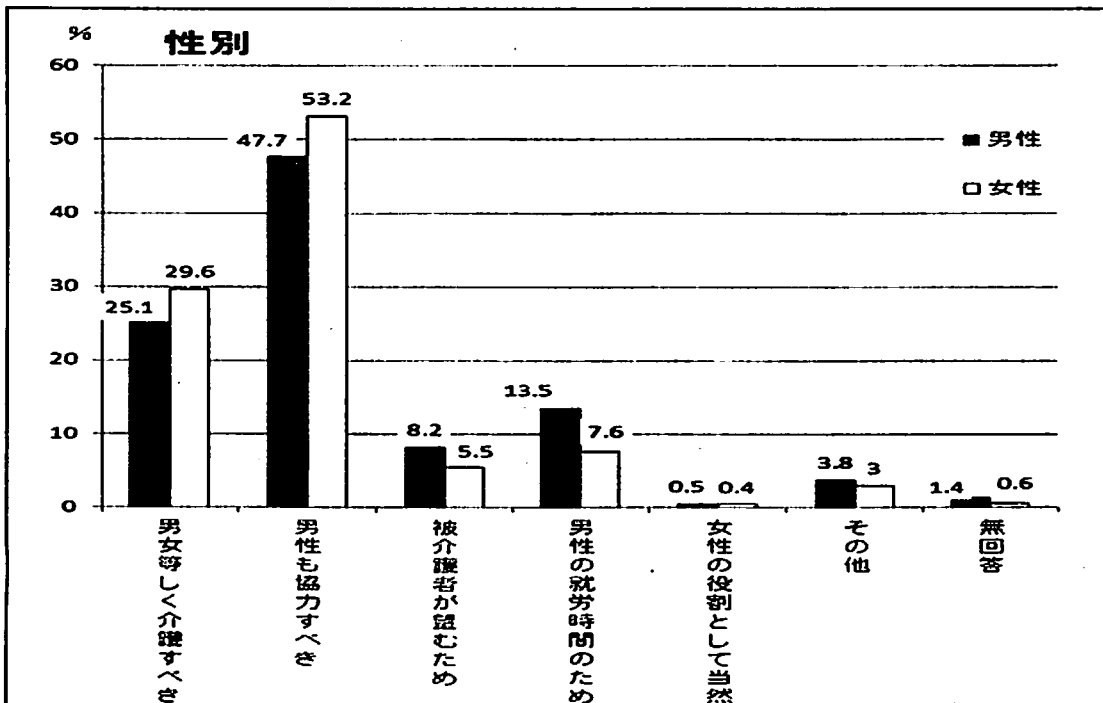
### キ 家庭での介護について

「男性も協力すべき」が最も高く、次いで「男性も女性も等しく介護すべき」となっており、2つの項目を合わせると8割弱となり、平成15年度や平成9年度と比較しても増加しています。

また、女性は、「男女等しく介護する」、または「男性も協力すべき」と考えているのに対して、男性は、「勤務の都合から女性がするのやむをえない」と考えており、働き方の見直しも含めて、男性の家庭生活への参画を進める必要があります。



資料：第20回、第15回、第12回市民意識調査報告書から作成

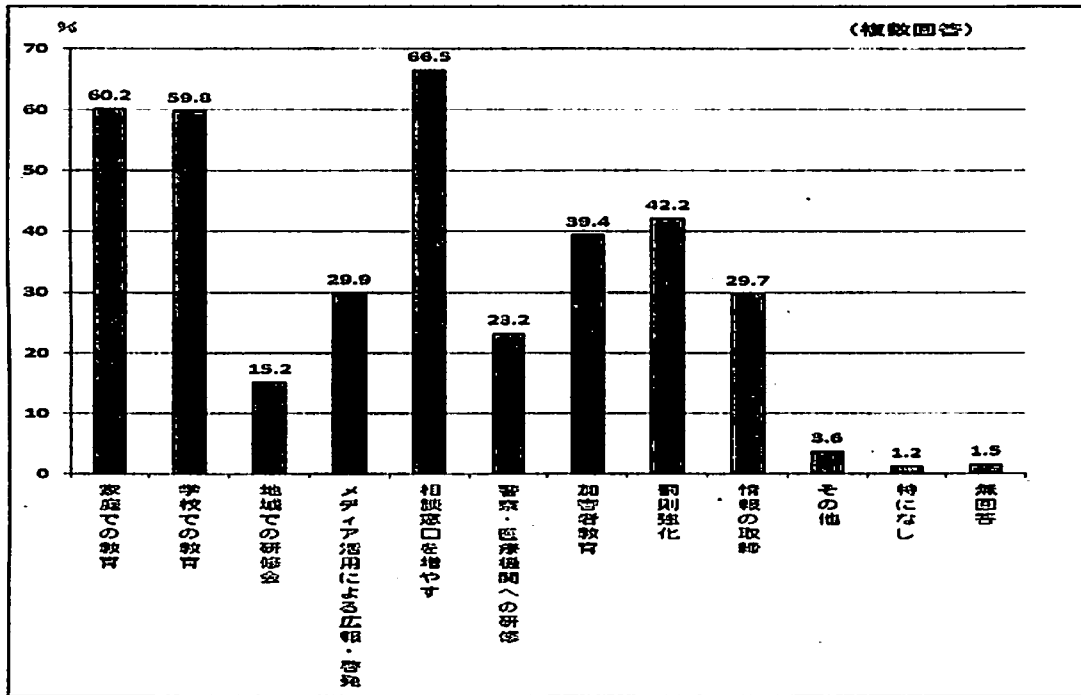


資料：第20回市民意識調査報告書

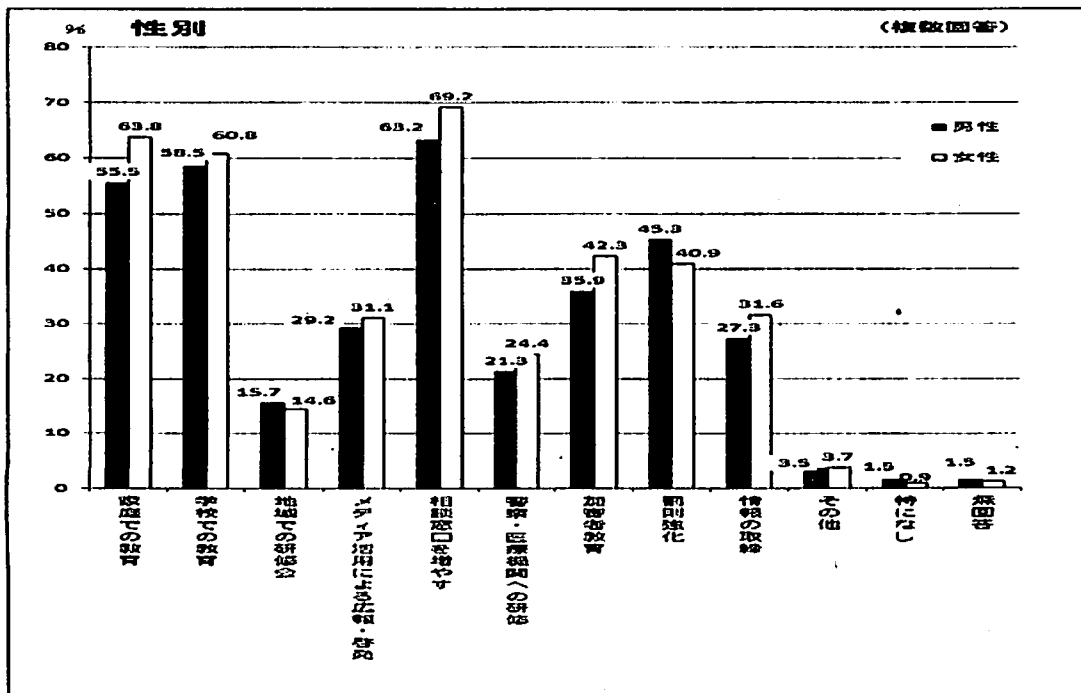
ク 男女間における暴力の防止対策について

「相談窓口を増やす」、「家庭での暴力防止教育」、「学校での暴力防止教育」、「罰則強化」、「加害者教育」の順となっており、家庭や学校での予防教育、被害者が相談しやすい環境づくり、加害者への罰則強化や更生への施策が求められています。

なお、性別では、女性は予防や相談の充実、男性は罰則強化と、必要と考えているものに違いがみられます。



資料：第20回市民意識調査報告書



資料：第20回市民意識調査報告書



## (2) 子ども・子育てにかかるニーズ調査結果

市では、子ども・子育て支援事業計画を策定するために、子育て世帯を対象とするニーズ調査を行いました。その概要は次のとおりです。

調査方法	アンケート方式による調査		
対象者及び抽出数	就学前児童の保護者	3,824人	
	小学生の保護者	3,875人	
抽出方法	住民基本台帳（平成25年11月1日）から無作為抽出		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	平成25年12月1日～12月13日		
有効回収数及び回収率	就学前児童の保護者	1,843人	48.2%
	小学生の保護者	2,121人	54.7%

### ア 子育てと仕事の両立支援制度について

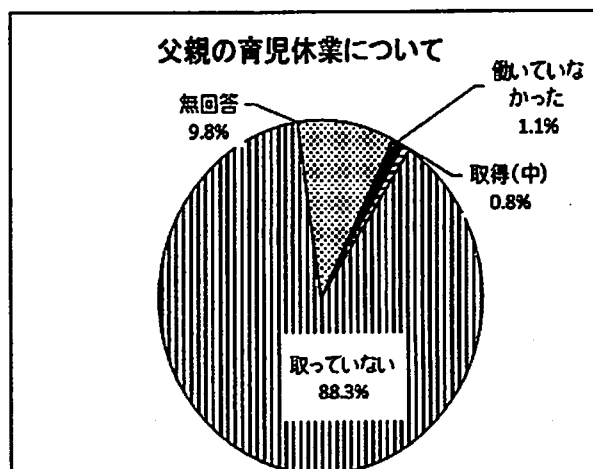
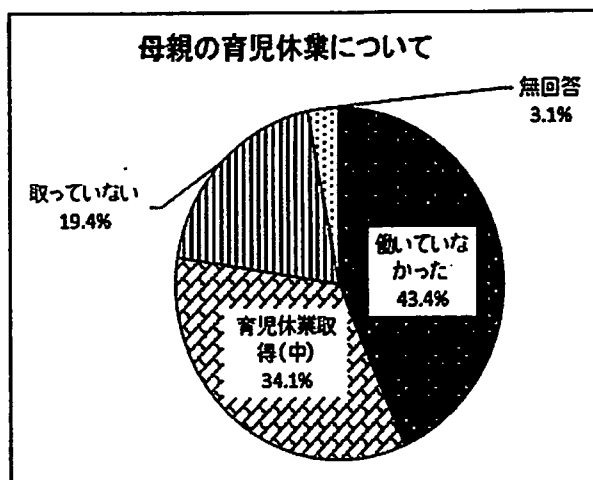
就学前の児童を持つ父母に対して育児休業について質問したところ、母親は「取った」34.1%、「取らなかった」19.4%でしたが、父親は「取った」が0.8%、「取らなかった」が88.3%と父親のほとんどが取っていませんでした。

取らなかった理由では、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が32.4%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が22.9%となっています。

父親は、「仕事が忙しかった」36.2%、次いで「育児休業を取りにくい雰囲気があった」が32.3%でした。

また、育児休業を取得した人の中で、取得後に仕事を辞めた人は男性にはいませんでしたが、女性は7.5%いました。

この結果から、出産を機に仕事を辞める女性が多いことが分かりますし、男性は、育児に積極的に参加したいと思いつつ、仕事中心の生活を選択せざるを得ない状況であることが分かります。

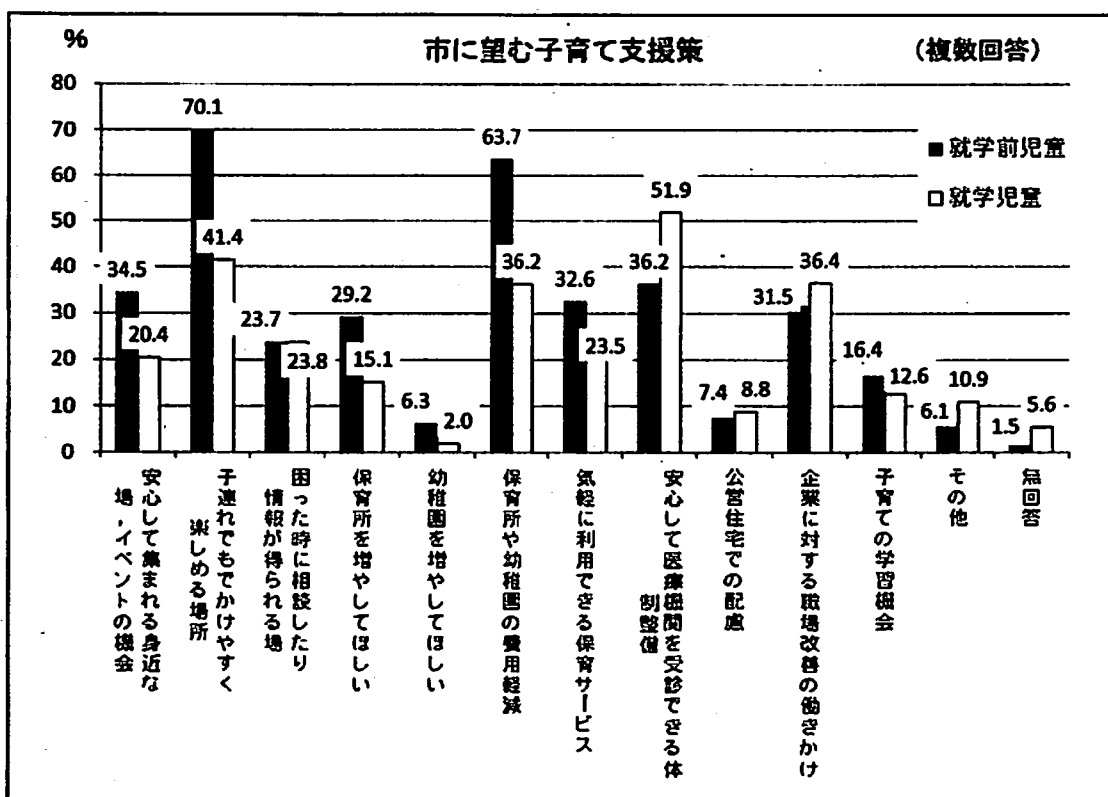


## イ 市に望む子育て支援策について

就学前児童の保護者は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が70.1%で最も多く、次いで、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が63.7%、「子どもが安心して医療機関を受診できる体制の整備」36.2%となっています。

就学児童を持つ保護者は「子どもが安心して医療機関を受診できる体制の整備」が51.9%で最も多く、次いで、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が41.4%、「企業に対して職場の改善を働きかけてほしい」が36.4%となっています。

なお、「企業に対して職場の改善を働きかけてほしい」は就学前児童も31.5%と高く、安心して子育てをしながら、働き続ける環境づくりを市に望んでいることが分かります。



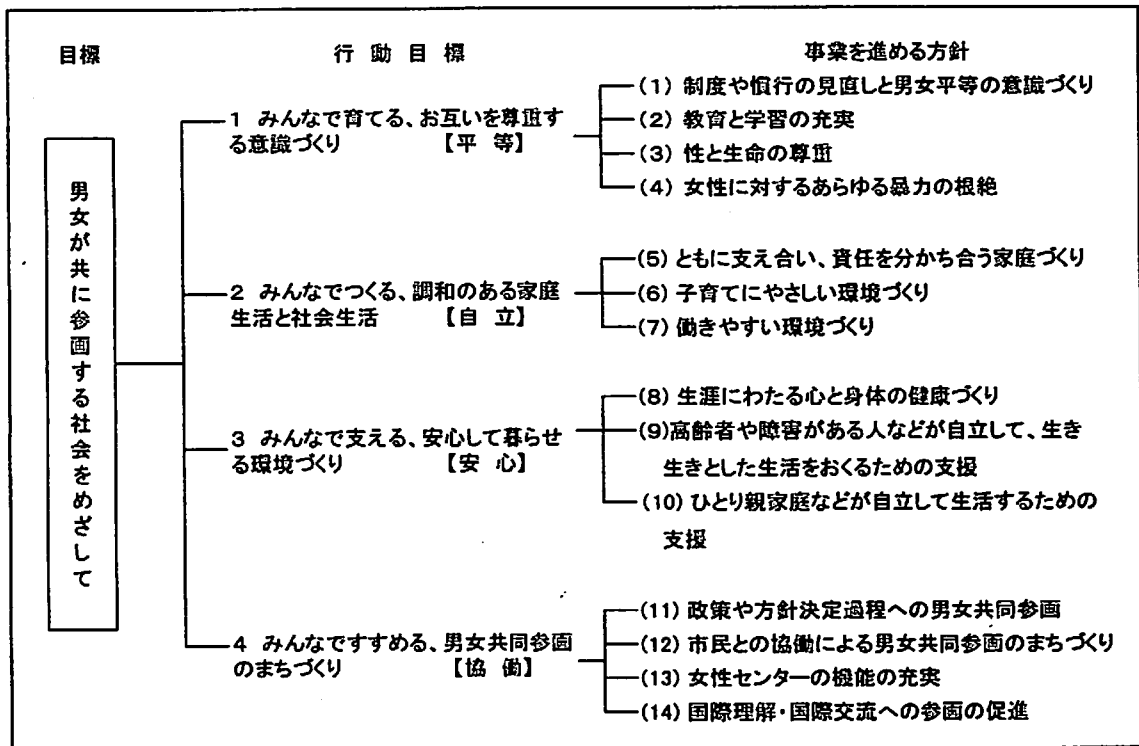
## 第2節 盛岡市男女共同参画計画（新たなプラン）の達成状況と課題

### 1 盛岡市男女共同参画計画の概要

計画期間：平成17年度から平成26年度まで（10年間）

目標：男女がともに参画する社会をめざして

行動目標及び事業を進める方針は次の図のとおりです。



### 2 達成状況と課題

行動目標毎の達成状況は次のとおりです。なお、計画値に対する達成度は、指標の性格に応じて総合的に判断しました。

- A … 100%以上（計画を上回った）
- B … 80%以上 100%未満（達成はできなかったが、ほぼ計画どおり）
- C … 60%以上 80%未満（計画を少し下回った）
- D … 60%未満（計画を大きく下回った）

## 行動目標1 みんなで育てる、お互いを尊重する意識づくり【平等】

### ア 成果

- ・「デートDV<sup>14</sup>予防啓発出前講座」は、教育委員会と連携して周知を図った結果、実施校が順調に増えて中学生や高校生への啓発を行なうことができました。
- ・「配偶者暴力防止に関するイベント参加者」は、商店街やショッピングセンターで啓発キャンペーンを行うなどの工夫を行なって、広く市民に周知を図ることができました。
- ・平成21年に配偶者暴力防止対策推進計画を策定し、もりおか女性センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付けたことにより、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組が進みました。

### イ 課題

- ・「男女共同参画に関するイベントや研修会参加者数」は、目標を下回りました。これは、大規模なイベントの中止や事業の集約によるものと考えられます。意識づくりにあたっては、継続的な啓発が効果的であることから、積極的に情報収集を行なって、効果的に周知を行っていく必要があります。
- ・指標のうち「社会慣習の中での男女の不平等感の割合」、「男女共同参画基本法を知っている人の割合」、「配偶者暴力防止法を知っている人の割合」は、県の意識調査の数値を用いており、直接的に市の状況を反映しておらないため、設定する指標について再検討が必要です。

### ウ 第2次計画策定にあたっての方向性

男女共同参画社会の実現にあたっては、意識づくりが基盤となりますが、市民意識調査結果を踏まえても、まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く、解消のためには、施策の一層の推進が必要です。

なお、DV防止については、DVの周知は一定の成果が得られたことから、今後は、あらゆる暴力の根絶に向けて当事者への具体的な支援策を拡充する必要があります。

指標名		21年度	25年度	評価	26年度 目標
1	社会慣習の中での男女の不平等感の割合 (%)	72.8	(72.7)	—	60以下
	「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合				
2	男女共同参画基本法を知っている人の割合 (%)	60.8	(56)	—	90.0
3	配偶者暴力防止法を知っている人の割合 (%)	80.2	(72.6)	—	90.0
4	男女共同参画に関するイベント・研修参加者数 (人)	3,503	2,262	C	3,500
5	思春期保健事業参加者数 (人)	518	317	D	600
6	デートDV予防啓発出前講座の実施校数 (累計値)	—	21	A	20
7	配偶者暴力防止に関するイベント等参加者数 (人)	1,100	2,401	A	2,000

<sup>14</sup> デートDV：交際相手からの暴力

## 行動目標2 みんなでつくる、調和のある家庭生活と社会生活【自立】

### ア 成果

- ・「地域子育て支援センターなどの利用者数」は、順調に増加しています。  
これは、様々な講座を開設したり、保育所の専門機能を生かした相談など、地域における子育ての支援体制づくりを行なったことによるものです。
- ・「母親教室（パパママ教室）への男性参加者割合」が増えています。  
この結果から、男性の育児参加に対する意識が変化し、男女が対等なパートナーであるという意識が高まっていることが分かります。

### イ 課題

- ・「男性の育児休業取得率」は、平成 21 年度以来調査が行われておらずデータがない状況であり、成果指標のデータの取得方法について、再検討が必要です。
- ・「市男性職員の育児休業取得件数」は、平成 24 年度以降は取得者がいない状況が続いており、制度の周知も含めて取得促進に向けた啓発が必要です。
- ・「男性のための支援講座等の参加者数」が減少しています。講座内容や参加しやすい時間帯、会場など事業の実施方法の再検討が必要です。

### ウ 第2次計画策定にあたっての方向性

女性の社会進出が進んだことに伴って、子育てと仕事の両立を可能にし、働き続けられる環境づくりへのニーズが高まっており、継続した取組が必要です。

また、未婚化、晩婚化により少子化が一層加速しています。仕事を持つ・持たないに関らず、安心して子どもを生み育てる環境を作ることは、社会の活性化、ひいては、持続可能な社会にとって不可欠な要素となっています。

さらに、男女共同参画社会の実現は、女性にとってばかりでなく、男性にとっても生きやすい社会の実現であることから、男性にとっての課題やニーズの調査・研究を行うことが必要です。

	指 標 名	21 年度	25 年度	評価	26 年度 目 標
1	男性の育児休業取得率（％）	2.1	—	—	5.0
2	家庭教育支援事業の参加者数（人）	6,848	6,402	B	6,500
3	男性のための支援講座等の参加者数（人）	36	11	D	50
4	地域子育て支援センター等の利用者数（人）	51,035	70,179	A	41,503
5	母親教室への男性参加割合（％）	67.3	78.1	A	72.0
6	市男性職員の育児休業取得件数（累計値）	3	6	C	10
7	家族経営協定書 <sup>15</sup> 締結件数（累計値）	70	89	A	80

<sup>15</sup> 家族経営協定書：家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

**行動目標3 みんなで支える、安心して暮らせる環境づくり【安心】****ア 成果**

- ・「女性のための経済的自立支援講座<sup>16</sup>等参加者数」は、目標値を上回りました。これは、参加者が、子どもの体調不良などで欠席がちになるなどの課題に対し、欠席者へのフォローを行ったり、講座終了後も、相談に応じるなどきめ細やかな支援を行った結果であると考えられます。
- ・全ての項目で概ね目標を達成しています。

**イ 課題**

- ・女性のための経済的自立支援にあたっては、継続した支援体制を構築するとともに、講座の受講生同士のネットワーク形成を図りながら情報提供を行なっていくことが必要です。

**ウ 第2次計画策定にあたっての方向性**

ひとり親家庭の増加やそのほとんどを占める母子家庭において、貧困の問題が拡大しています。様々な生活上の困難を抱える母子家庭が、地域の中で孤立せず、安心・安全に生活するためには、相談窓口の充実とともに、自立まで寄り添った支援体制の構築が必要です。

	指 標 名	21 年 度	25 年 度	評 価	26 年 度 目 標
1	母子家庭の就業支援事業等により就業した割合 (%)	31.4	79.5	A	75.8
2	こころの健康教室等参加者 (人)	991	1,093	A	1,000
3	シルバー人材センター会員数 (人)	738	771	A	750
4	母子家庭の就業支援事業参加者人数 (累計) (人)	35	44	B	54
5	母子家庭等日常生活支援事業登録人数 (人)	65	72	B	80
6	女性のための経済的自立支援講座等参加者数 (人)	—	192	A	50

<sup>16</sup> 女性のための経済的自立支援講座: 女性センターで行っている起業・就業支援講座

## 行動目標4 みんなですすめる、男女共同参画のまちづくり【協働】

### ア 成果

- ・「審議会等における女性委員の割合」は、目標値には達しなかったものの、計画策定時から6.1ポイント増加しました。委員の委嘱替えにあたり、「女性委員プラス1運動」や女性委員登用推進計画の策定により職員の意識啓発が図られ、積極的に推薦団体への働きかけを行なうようになった結果と考えられます。
- ・「男女共同参画リーダー・サポーター<sup>17</sup>認定者数」は、目標値には届かなかったものの、近年男性の講座受講者が増加しています。
- ・「女性センターの利用者数」も同様に目標値の5万人には届かなかったものの、計画策定時と比較して大幅に増加しており、女性センターが男女共同参画の拠点として確実に市民に浸透していると考えられます。

### イ 課題

- ・審議会等の女性委員割合の目標を達成するためには、各界で活躍している「女性人材リスト」<sup>18</sup>の充実を図ることが必要です。さらに、推薦団体の役員構成が変わらなければ目標を達成することはきわめて困難であり、推薦団体に継続的に働きかけていく必要があります。
- ・男女共同参画サポーターについては、サポーターとして認定されても、その後の活動の受け皿がなく、次第に活動に対する意欲が低下してしまうという実態があります。そのため、サポーターの会に事業の共催を働きかけるなどしながら、活動の活性化に向けて支援していく必要があります。
- ・「女性センターの利用者」については、利用者が限定的であるという課題があります。公共交通機関等の利用が容易であるなどの立地条件を生かして一層の利用促進を図るほか、館外での活動も増やして女性センターの活動の周知を図っていく必要があります。

### ウ 第2次計画策定にあたっての方向性

市政をはじめ意思決定過程への女性の参画の拡大は、ある程度の人数を確保しないと少数者として孤立してしまう可能性があるため、今後も継続して取り組んでいく必要があります。特に、これまで、女性の活躍が少なかった分野においてはその原因を研究しながら重点的に取り組んでいく必要があります。

また、女性だけでなく、これまで活躍や発言の場が少なかったLGBT<sup>19</sup>など性的少数者の人たちの視点も重要であり、これらの人に対象を拡大して取り組みを進めていくことが求められています。

<sup>17</sup> 男女共同参画リーダー：盛岡市で行ったもりおか男女共同参画リーダー養成講座の受講者  
男女共同参画サポーター：岩手県で行っている男女共同参画サポーター養成講座を受講し認定されたもの

<sup>18</sup> 女性人材リスト：女性の審議会等への積極的な登用や研修会等講師としての人材活用を行うため、各界で活躍している女性のリストを盛岡市が作成し公共団体等からの照会に応じて情報提供しているもの。

<sup>19</sup> LGBT：レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉

なお、女性委員の登用率は、社会における女性の活躍状況を表しています。  
女性委員を増やすためには、候補者となる人材の育成が必要であり、今後も継続して人材育成と活用に取り組んでいく必要があります。

指 標 名		21 年度	25 年度	評価	26 年度 目 標
1	審議会等の女性委員の割合 (%)	29.7	32.0	B	35.0
2	女性委員のいない審議会等の数	8	6	D	0
3	男女共同参画リーダー(市認定)・サポーター(市推薦) 認定者数 (累計値)(人)	100	126	B	150
4	女性センター利用者数(人)	42,004	47,040	B	50,000



## **第3章 基本理念と基本目標**

## 第3章 基本理念と基本目標

### 第1節 基本理念

わが国が目指す男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会『男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条第1号』」と規定されています。

この基本法に基づき、市では、平成17年に「盛岡市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会を目指す取組を進めてきました。

この10年間に、本計画第2章第2節において総括を行ったように、社会への女性の参画機会が拡大しましたが、市の審議会の女性委員の割合などは取組の成果が十分ではなく、その原因として、女性は、地域やNPO活動、企業等社会の様々な分野に参加していても、方針を決定する立場にすることが極めて少ないという状況があります。

以上のことから、本計画における基本理念を、

**未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、活躍しやすいまちづくりを推進します。**

とし、この基本理念を実現するためのスローガンとして

**“女性が輝き 盛岡が輝く”**

を掲げ、計画的かつ積極的に男女共同参画のまちづくりを推進します。

### 第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げて計画を推進します。

- 基本目標 1 政策や方針決定過程への女性の参画促進
- 基本目標 2 市民への男女共同参画の理解の促進
- 基本目標 3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現
- 基本目標 4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充
- 基本目標 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 第4章 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 第1節 計画の体系

第3章で設定した基本目標に基づく計画の体系は次のとおりです。

	基本目標	施策の方向性
1	政策や方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審議会等における女性委員の登用促進</li> <li>(2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進</li> <li>(3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進</li> </ul>
2	市民への男女共同参画の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) あらゆる場での教育や学習機会の提供</li> <li>(2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実</li> <li>(3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施</li> <li>(4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進</li> <li>(5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進</li> </ul>
3	男女のワーク・ライフ・バランスの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透</li> <li>(2) 男性の家事・育児・介護への参加促進</li> <li>(3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実</li> <li>(4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実</li> <li>(5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発</li> <li>(6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発</li> <li>(7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発</li> </ul>
4	男女のあらゆる分野への参画機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性に対する再就職の支援</li> <li>(2) 起業や自営業の女性が自立するための支援</li> <li>(3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援</li> <li>(4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援</li> <li>(5) 女性の生涯にわたる健康支援</li> <li>(6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実</li> </ul>
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり</li> <li>(2) 相談及び被害者保護の取組の充実</li> <li>(3) 被害者の自立支援</li> <li>(4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備</li> </ul>

## 第2節 基本目標の実現に向けた施策の展開

第1節で示した計画の体系に基づき、基本目標ごとに次の内容を中心とした施策の展開を図っていきます。

### 基本目標1 政策や方針決定過程への女性の参画促進

#### (1) 審議会等における女性委員の登用促進

これまで、審議会等における女性委員登用率35%、女性委員のいない審議会ゼロを目標に取組を進めてきましたが、平成25年度末で登用率32.0%、6審議会には女性委員がおらず目標を達成することができませんでした。

また、取組を進める中で、そもそも推薦をお願いする団体に女性に人材が少ないという課題も明らかになりました。

市政への女性の参画促進のためには、今後も継続して審議会等への女性委員の登用促進を図る必要があります。登用率の向上にあたっては、委嘱の事務を行う職員の意識啓発を図りながら、女性人材の発掘と育成、女性人材リストの充実、女性委員不在の審議会の解消、審議会の改選にあたって女性委員を1名増やす「女性委員プラス1運動」などを進めていきます。

	主な取組	所管
1	審議会等委員の女性就任率調査の実施	市民部
2	女性人材リストの整備と活用	

#### (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進

市において、持続可能で生き生きとした活力のある組織運営には、多様な主体が方針決定過程に参加することは不可欠ですが、これまでの取組にもかかわらず女性の方針決定過程への参加は十分ではありません。

また、平成25年4月1日現在の盛岡市の一般職<sup>20</sup>の女性職員の割合22.9%に対し、管理職割合は2.6%と低い状況にあります。一方で係長級以上の女性職員の割合は13.9%となっており、年々増加しています。

これまでは、管理職のロールモデル<sup>21</sup>が少なく、業務量や責任への不安などから管理職に就くことを敬遠する傾向もありましたので、引き続き職員の意識啓発を計るため研修の充実に努めるほか、女性職員の不安を解消し、意欲を高めるためのプログラム開発などにも取り組むこととします。

<sup>20</sup> 一般職：事務職及び土木・建築・電気・化学技術職

<sup>21</sup> ロールモデル：将来像を描いたり、自分の職業上の生活設計を考える際に模範となる役割モデル

さらに、関係団体に対しても、理事・評議員等への女性の登用や性別にとらわれない能力開発、能力・適性を重視した登用を進めるよう働きかけを行います。

	主な取組	所管
1	審議会等委員の女性就任率調査の実施【再掲】	市民部
2	女性人材リストの整備と活用【再掲】	
3	男女共同参画を推進する人材の育成	
4	男女平等観に立った職員採用と役職への登用	総務部
5	男女共同参画の推進に配慮した職員研修	

(3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進

地域活動においては、女性役員は増加していますが、その内容を見ると固定的な役職であることも多く、町内会長の女性比率も平成25年度末で4%とまだまだ低い状況にあり、方針決定過程への参画は十分といえない状況にあります。

地域やNPO活動の活性化にあたっては多様な主体の多様な視点での組織運営や事業展開が不可欠であるため、女性の方針決定過程の参画を働きかけていきます。

	主な取組	所管
1	男女共同参画を推進する人材の育成【再掲】	市民部
2	町内会・自治会等地域団体への女性参画の啓発	
3	NPO等への女性参画の啓発	

〔成果指標※1〕

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
市の審議会等における女性委員の割合	%	32.0	40.0	↑	庁内調査
市職員における一般職の女性管理職割合	%	2.6	20.0	↑	庁内調査
女性委員のいない審議会等の数	人	6	0	↓	庁内調査
男女共同参画サポーター認定者数	人	105	171	↑	庁内調査
女性防災リーダー登録者数	人	—	100	↑	庁内調査
女性人材バンク登録者数	人	130	180	↑	庁内調査

〔参考指標※2〕

指標	単位	現状 (H25)		方向	方法
市議会における女性議員割合	%	15.8		↑	庁内調査
町内会長に占める女性割合	%	4.0		↑	庁内調査
市内の小中学校における女性校長割合	%	19.7		↑	庁内調査
小中学校PTA会長に占める女性割合	%	16.2		↑	庁内調査

※1…成果指標：市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

※2…参考指標：市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

## 基本目標 2 市民への男女共同参画の理解の促進

### (1) あらゆる場での教育や学習機会の提供

男女共同参画の意識づくりにあたっては、人格形成の基礎となる子どもの頃からの教育が重要です。家庭教育、学校教育、公民館等の社会教育のあらゆる場を通じて、発達段階に応じた教育や学習機会の提供に努めます。

	主な取組	所管
1	発達段階に応じた男女平等教育の推進	教育委員会
2	家庭教育学級・社会学級での学習機会の提供	
3	学習情報の提供と学習相談の実施	
4	出前講座の実施	市民部
5	生涯学習施設等での学習機会の提供	市民部 保健福祉部 都市整備部 教育委員会
6	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施	市民部

### (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実

効果的な教育や学習を行うためには、プログラム開発が不可欠であるため、情報収集や調査・研究を行って、学校や幼稚園、保育所への普及を図ります。

また、子どもたちへの教育の前提として、指導にあたる教員や周囲の大人の意識が大きく影響することから、教員や保育者等子どもの指導者への研修を充実します。

	主な取組	所管
1	プログラム開発と学校への普及	市民部 教育委員会
2	出前講座の実施	市民部

### (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施

男女がお互いの機能と役割を理解するためには、発達段階に応じた性と生命を尊重する教育が大切です。

若者において、デートDVや望まない妊娠、性感染症などの問題やインターネット



トを通じた性被害の増加など様々な性をめぐる問題が拡大していますが、自分も相手も大切に、自己管理、自己決定できる人間を育てることが必要です。

また、LGBT<sup>22</sup>など性的少数者への差別や偏見の解消のための啓発に取り組みます。

	主な取組	所管
1	教科等学校教育全体を通じた性教育の実施	教育委員会
2	思春期保健事業の実施	保健所
3	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
4	LGBTなど性的少数者に関する出前講座の実施	

#### (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進

情報機器の目覚ましい発達により、様々な情報が簡単に手に入ると同時に、その情報を正しく理解し活用する能力の向上が求められています。無意識のうちに有害情報が刷り込まれてしまう危険性もあることから、情報を主体的に理解し活用するための取組を進めます。

また、市の広報物において、男女共同参画の視点に立った表現の促進に努めます。

	主な取組	所管
1	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
2	学校でのメディアリテラシー教育の実施	教育委員会
3	「行政広報物における表現ガイドライン」の作成と周知	市民部 市長公室

#### (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進

めまぐるしく変化する社会経済情勢の変化や新たな課題に対応し、効果的な事業展開を図るために、女性センターを中心に情報収集に努め、調査・研究を行うとともに情報発信に努めます。

<sup>22</sup> LGBT：レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉

	主な取組	所管
1	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
2	男女共同参画統計書「数字に見る盛岡の女性」の作成及び公開	
3	各種情報の収集	

〔成果指標〕

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
社会で男女平等と思う人の割合	%	12.4	20	↑	市民意識調査
出前講座実施回数	回	7	7	→	庁内調査
教職員対象メディア活用能力向上講座参加者数	人	135	135	→	庁内調査
「数字にみる盛岡の女性」配布数	冊	130	130	→	庁内調査

### 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現

#### (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透

「仕事と生活の調和」ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、市民一人ひとりがやりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が可能となります。

このため、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、意識の浸透を図ります。

	主な取組	所管
1	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
2	ワーク・ライフ・バランス促進のための講座等の実施	総務部 市民部 保健福祉部 商工観光部 教育委員会

#### (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進

市民意識調査によれば、家庭生活における夫婦の役割分担は、「男女ともに仕事をし、家事・育児は両方で分担する」が増加しているものの、女性に家事・育児を期待する固定的性別役割分担意識も根強く残っています。

社会における女性の活躍には、男性の家事・育児・介護への参加が必要であることから、固定的性別役割分担意識の解消に向けて意識啓発を行うとともに、男性の家事・育児・介護能力が向上する取組を行います。

	主な取組	所管
1	男性の家事力向上に向けた講座の開催	市民部
2	母親教室等への男性の参加促進	保健所
3	ワーク・ライフ・バランス促進のための講座等の実施【再掲】	市民部 商工観光部 教育委員会

### (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実

市民意識調査及び子ども・子育てニーズ調査によれば、女性の社会参画が進むにつれて保育や子育て支援のニーズも多様化し、また、少子化対策の観点からも子育て支援の充実が不可欠です。

そのため、保育所の入所定員の拡充及び幼稚園における預かり保育や認定こども園の支援の充実を図り、女性が安心して社会参画できる環境を整えます。

また、子育てに関する情報の提供や相談・助言が得られる地域子育て支援センター機能の充実を図るほか、就学児童についても、放課後児童クラブの利用者の増、利用時間の拡充等に対応するための環境整備に取り組みます。

	主な取組	所管
1	妊産婦・乳幼児・児童医療費の助成	市民部
2	保育所入所定員の拡充待機児童解消	保健福祉部
3	延長保育・一時預かり等多様な保育サービスの拡充	
4	放課後等の子どもの居場所の確保・充実	保健福祉部 教育委員会
5	子育てに係る相談事業の実施	市民部 保健福祉部 教育委員会

### (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実

市民意識調査によれば、家庭での介護の状況は、「男女が等しく介護すべき」と「男性も協力すべき」を合わせると78.2%となる一方で、「男性の就労時間のため」介護は女性がするべきと答えた人が10.1%あり、女性の社会参画を阻む原因の一つとなっています。

高齢化の急速な進行により、介護サービスの充実が喫緊の課題となっており、在宅生活支援のための居宅サービスの充実に努めます。

	主な取組	所管
1	介護についての相談事業の実施	保健福祉部
2	居宅サービスの充実による在宅生活支援	
3	家族支援サービスの充実	

(5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業の理解と積極的な取組が不可欠であり、関係機関と連携して企業に働きかけを行うなど、社会的な機運の醸成に努めます。

	主な取組	所管
1	ワーク・ライフ・バランスの周知と広報	市民部 保健福祉部 商工観光部
2	企業への出前講座の実施	市民部 保健福祉部

(6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発

企業においても、持続可能で活力ある組織運営にあたっては、多様な視点が不可欠です。そのため、企業に対して様々なかたちで広報・啓発を行うことにより、女性の職域拡大や管理職への女性の登用を促進します。

	主な取組	所管
1	企業に対する効果的な広報・啓発の実施	市民部 商工観光部

(7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発

性別に関わりなく十分に能力を発揮するためには、そのための機会が均等に与えられていることや成果に対して正当な評価を受けることが必要なことはいうまでもありません。

また、職場におけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのいじめ・いやがらせは、人権侵害にあたるだけでなく、組織の活性化を阻害する要因ともなります。

このことから、企業への出前講座などによる啓発を行うほか、市が率先して男女の均等待遇の実現に向けた取組を積極的に推進することとします。

	主な取組	所管
1	男女共同参画情報紙「あの・なはん」の活用による啓発の実施【再掲】	市民部
2	企業への出前講座の実施【再掲】	
3	市職員におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止のための研修の実施	総務部
4	市職員における男女平等観に立った職員採用と役職への登用	
5	市職員における男女共同参画の推進に配慮した職員研修	

〔成果指標〕

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
男性のための支援講座実施延回数	回	2	6	↑	庁内調査
母親教室への男性の参加割合	%	89.7	90.0	↑	庁内調査
子育て支援サービス利用者数	人	70,179	77,000	↑	子ども・子育て支援事業計画
市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる市民の割合	%	17.0	40.0	↑	まちづくり評価アンケート
保育所待機児童数	人	50	0	↓	子ども・子育て支援事業計画
企業への出前講座回数（累計）	回	0	20	↑	庁内調査
地域包括支援センター等への相談件数	人	21,052	25,000	↑	

〔参考指標〕

指標	単位	現状 (H25)		方向	方法
「ワーク・ライフ・バランス」を知っている・聞いたことはあるが内容は知らない人の割合（県内）	%	27.2 (24年度調査)		↑	県調査
次世代育成支援対策推進法における行動計画策定届出企業数（市内）	社	224 (H25年度末)		↑	岩手労働局
次世代認定マーク（くるみん） <sup>23</sup> 取得企業数（市内）	社	10 (H25年度末)		↑	岩手労働局
県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（県内）	%	—		↑	県調査

<sup>23</sup>次世代認定マーク（くるみん）：次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。この認定を受けた企業の証。

## 基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充

### (1) 女性に対する再就職の支援

女性の年齢階級別労働力率についての国勢調査結果から明らかなように、女性は、育児や家事を理由に仕事を辞め、子育てが一段落すると労働市場に復帰しています。

しかしながら、労働環境は急速に変化しており、再就職のためには新たなスキルを身に付けるなどの能力向上が必要なことから、少ない経済的負担で効果的に能力向上が図られるように、継続した支援を行います。

	主な取組	所管
1	女性のための経済的自立支援事業	市民部 商工観光部

### (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援

女性が再就職を希望する動機としては、必ずしも経済的な理由ばかりではなく、就業を通じた自己実現なども挙げられます。

このことから、起業・就業支援にあたっては、支援を必要とする女性のニーズへのきめ細かな対応が求められています。

また、農業などの自営業においては、女性が中心的な担い手となっても経営への女性の参画は少ない状況もあることから、男女が対等なパートナーとして就業するための支援を行います。

	主な取組	所管
1	女性のための経済的自立支援事業【再掲】	市民部 商工観光部
2	家族経営協定の普及	農林部

### (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援

様々な分野において女性の参画を進めるためには、活躍するための能力開発や人材育成の必要があり、女性センターでの事業や県の事業への市民の派遣により、機会を捉えて研修を行って人材育成に努めます。

特に防災や災害対応の分野では、これまで女性の活躍の場が少なく、ニーズが反映されにくい状況もあったことから、東日本大震災の経験を踏まえて、防災における意思決定過程の場への女性の参画を促し、災害時における男女の社会的立場による困難を最小限にするために、地域で活動する女性リーダーの育成に努めます。

	主な取組	所管
1	女性のための経済的自立支援事業【再掲】	市民部 商工観光部
2	女性防災リーダーの育成	総務部 市民部
3	男女共同参画人材育成事業	市民部

#### (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

国勢調査結果から世帯構成をみると、ひとり親家庭、特に母子家庭が増加しています。母子家庭は、年収が低い傾向にあり、相対的貧困率も高いため、子どもへの貧困連鎖も懸念されます。

また、父子家庭は、家事についての悩みを抱えていることも多く、ひとり親家庭への支援にあたっては、自立に向けて様々な制度を組み合わせ、ニーズに応じたきめ細やかな支援を継続して行います。

	主な取組	所管
1	相談、助言指導の実施	保健福祉部
2	ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の充実	
3	女性のための経済的自立支援事業【再掲】	市民部 商工観光部
4	ひとり親家庭等への医療費給付の実施	市民部

#### (5) 女性の生涯にわたる健康支援

女性は、妊娠や出産の際は、健康上特別の配慮が求められることから、ライフステージに応じた健康づくりや性差に応じた健康支援を行うとともに、妊娠・出産に関わる健康支援を行います。

	主な取組	所管
1	ライフステージに応じた健康支援	市民部
2	妊娠・出産に関わる健康支援	保健福祉部



(6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実

仕事・生き方など多様な悩みに対して、男女共同参画の視点での相談事業を実施し、相談者自身が解決するためのエンパワーメントを図ります。

なお、男性相談事業の実施に向けた検討も行います。

	主な取組	所管
1	女性の生き方等に係る相談の実施	市民部 保健福祉部
2	子どもや家庭に関わる相談の実施	保健福祉部

〔成果指標〕

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
女性の経済的自立支援講座延参加者数	人	243	243	→	庁内調査
講座参加者の中で起業や就労に結びついた件数(累計)	件	5	50	↑	庁内調査
女性防災リーダー登録者数【再掲】	人	—	100	↑	庁内調査
母子家庭等就業支援事業等で就業した割合	%	79.5	86.0	↑	庁内調査
ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数	人	72	73	↑	庁内調査
女性健康診査受診者数	人	1,680	2,000	↑	庁内調査
女性相談件数	件	1,691	1,700	→	庁内調査

〔参考指標〕

指標	単位	現状 (H25)		方向	方法
家族経営協定書締結件数(累計値)	件	89		↑	庁内調査

## 基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】

#### 1 計画策定の目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>24</sup>を含む女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、絶対にあってはならないことです。

また、DVだけでなく、若い世代におけるデートDV<sup>25</sup>の被害も増加しており、暴力を容認しない、安全な社会をつくるためには、子どものころから性と生命を尊重する意識づくりが重要です。

盛岡市では、平成21年度に「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」（以下「DV防止計画」という）を策定し、施策の推進を図ってきました。

DV防止計画の計画期間が平成26年度までとなっていることから、その成果を継承し、社会経済情勢の変化、本市の現状を踏まえながら、配偶者からの暴力防止のための施策を総合的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。

なお、この計画では、DV防止法の対象とはなっていない、交際相手からの暴力についても、未然防止などに取り組みます。

#### 2 計画の位置付け

- (1) この「基本目標5」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。
- (2) この計画は、第2次男女共同参画推進計画の中に位置付け、DVに対する意識啓発、子どもの頃からの教育、被害者への支援など、一体として施策の推進を図ります。
- (3) 平成21年に策定した「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の後継計画として、その成果を踏まえ、未解決の問題については解決に向けた方策を講じます。
- (4) 盛岡市総合計画における将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」の実現に向けて施策の推進を図るとともに、関連する本市の他の計画との整合性に配慮しています。

#### 3 計画の期間及び名称

計画の推進期間を2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

<sup>24</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者（離別した配偶者を含む）、内縁関係、生活の本拠を共にする交際相手などから受ける暴力のこと。被害者は男女ともいるが、現状では女性の被害者が圧倒的に多いため、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本目標としている。

<sup>25</sup> デートDV：交際相手からの暴力。

また、「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」の後継としてその基本理念を引き継ぐために、名称を「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」とします。

#### 4 本市の現状

##### (1) 盛岡市におけるDV相談等の状況

DV被害者の相談は、女性センターの女性相談（配偶者暴力相談支援センターを含む）と子ども未来課（保健福祉部）の婦人相談で行っています。

相談件数は全国、岩手県、盛岡市においても増加傾向にあります。

相談件数（単位：件 ただし、子ども未来課は新規受付人数）

年度	盛岡市		DV相談支援センター		警察署	
	女性センター	子ども未来課	岩手県	全国	岩手県	全国
21	770	32	1,262	72,792	221	28,158
22	799	42	1,414	77,334	263	33,852
23	964	17	1,763	82,099	303	34,329
24	733	19	1,504	89,490	298	43,950
25	842	20	1,639	99,961	368	49,553

※DV相談支援センターは、岩手県、内閣府の調査による。

平成21年度末に北上総合支局廃止。現在県内12か所。

※警察署は、暦年で、岩手県警察本部及び警察庁の調査による。

※平成21年6月22日にもりおか女性センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を指定。(21年度の県DV支援センターの相談件数の内訳は県指定のセンター655件、もりおか女性センター607件)

交際相手からの暴力に関する相談件数（単位：件）

年度	女性センター	岩手県	全国
22	10	29	—
23	18	45	—
24	13	24	3,484
25	40	68	4,199

※統計開始は平成22年度から。岩手県、内閣府の調査による。

※女性センターの件数は上の表の相談件数の内数。

(2) 盛岡市におけるDV被害者支援体制の現状

	事業内容等	担当課
啓発	デートDV予防啓発講座	市民部 教育委員会
	女性に対する暴力をなくす運動	市民部
相談	配偶者暴力相談支援センター	市民部 (県)
	(婦人相談所)	(県)
	婦人相談	保健福祉部
保護	被害者の発見、情報の提供	保健福祉部 保健所
	住民票、戸籍の証明・交付の制限、 庁内での情報共有	市民部 関係各部
自立支援	生活保護	保健福祉部
	公営住宅の入居	建設部
	保険証の発行	市民部
	年金手帳の再交付申請	市民部
	子どもの就学等	保健福祉部 教育委員会

5 施策の展開

(1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり

ドメスティック・バイオレンス (DV) やストーカー、セクシャル・ハラスメント等の性暴力など、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

特にDVは、家庭内の問題として顕在化しにくいという課題があるほか、近年、DVに対する周知度が高まってはいるものの、当事者が自らの被害・加害に気づかないという状況もあります。

そのため、DV防止にあたっては、予防の観点から、子どもの頃からの暴力を許さない意識づくりが重要であるとともに、地域全体での気運の醸成に努めます。

	主な取組	所管
1	<b>市民への啓発・広報の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌, 情報紙, ホームページ等を活用した啓発の実施</li> <li>・ DV防止週間等のイベント等を活用した啓発の実施</li> <li>・ マスメディアを活用した啓発の実施</li> </ul>	市民部
2	<b>学校や地域での予防教育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デートDV予防啓発ユースリーダーの育成</li> <li>・ デートDV予防啓発教育の実施</li> <li>・ 地域での出前講座などの学習機会の周知と提供</li> </ul>	市民部 教育委員会
3	<b>職員等に対する研修の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員への研修の実施 (新採用職員・窓口担当職員)</li> <li>・ 人権擁護委員, 民生委員等への研修の実施</li> </ul>	総務部 市民部 保健福祉部

## (2) 相談及び被害者保護の取組の充実

DV被害者への支援については、もりおか女性センターをはじめ県内12カ所の配偶者暴力相談支援センターで相談にあたっています。また、県の婦人保護所において被害者の一時保護を実施していますが、一時保護の体制が整わないときには、緊急宿泊事業などにより被害者の安全を確保しています。

被害者への支援にあたっては、被害にあったことで深く傷つき精神的に課題を抱える場合も多く、回復までは時間を要することも多いことから、支援制度についての情報収集を十分行い、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。

	主な取組	所管
1	<b>早期発見できる体制づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口の周知と連携のための対応マニュアルの検討</li> <li>・ 職員への研修の実施 (新採用職員・窓口担当職員)</li> </ul> <b>【再掲】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での出前講座などの学習機会の周知と提供【再掲】</li> <li>・ 人権擁護委員, 民生委員等への研修の実施【再掲】</li> </ul>	総務部 市民部 教育委員会
2	<b>盛岡市配偶者暴力相談支援センターの運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的な運営体制の整備</li> <li>・ 盛岡広域圏対応の検討</li> </ul>	市民部
3	<b>相談体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者に対する適切な情報提供と対応の実施</li> <li>・ 相談員の資質の向上</li> <li>・ 法律相談・緊急避難の実施</li> <li>・ 関係機関との緊急連絡体制の確立</li> <li>・ ストーカー, 性暴力, デートDVの相談対応</li> </ul>	市民部 保健福祉部

### (3) 被害者の自立支援

被害者が安全に安心して地域で生活を再建するためには、様々な行政の支援制度を活用して生活基盤を確立する必要があります。

二次被害を防止するとともに、被害者が抱える複合的な問題に効果的に対応するために一元的に対応する必要があるため、庁内関係課及び関係機関の調整を行います。

また、相談員が関係機関の手続きに同行支援を行っていますが、相談件数も増加しており十分な支援体制にはないことから、今後は支援方法の改善を図ります。

	主な取組	所管
1	被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施 ・最新情報の収集 ・各種支援策の紹介 ・支援のための関係機関との調整 ・庁内連携体制の構築	市民部 保健福祉部 関係各部
2	住宅確保に係る支援の充実 ・市営住宅入居の優遇措置の実施 ・ステップハウス設置の検討	市民部 建設部
3	子どもに対する支援の充実 ・学校等での支援の実施 ・子どもへのケアの実施 ・ピアサポートの推進 ・相談窓口の周知	市民部 保健福祉部 教育委員会
4	関連する法制度の適切な運用 ・生活保護等の保護の実施 ・国民健康保険等の制度の運用 ・住民基本台帳の閲覧、写しの交付制限の徹底 ・庁内の情報共有	市民部 保健福祉部
5	ひとり親家庭に対する就労支援 ・ひとり親家庭への就労支援	市民部 保健福祉部
6	加害者に対する教育の調査・研究 ・加害者対応の研究	市民部

### (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

被害者の保護にあたっては、庁内において情報管理を十分に行いつつ、しかも関係課が連携して行う必要があります。

また、もりおか女性センターにおける相談者の居住地は、7割程度が市内在住者となっていますし、被害者の保護にあたっては、広域的に対応する必要もあることから、日頃、関係機関や団体との情報収集や連携は不可欠です。

なお、今後は、医療機関など専門的な機関とも連携を図り、より効果的な支援体制の構築に努めます。

	主な取組	所管
1	<b>庁内関係課の連携強化</b> ・ 庁内窓口と相談窓口の連携	市民部 関係各部
2	<b>関連施設等との連携強化</b> ・ 婦人保護施設、母子生活支援施設、高齢者、障がい者施設への入所支援の実施 ・ 国際交流協会との連携	市民部 保健福祉部
3	<b>国、県及び近隣自治体との連携強化</b> ・ 婦人相談所（一時保護）、岩手県男女共同参画センター（男性相談）との連携 ・ 県、警察、裁判所等の関連機関会議への参加、情報交換 ・ 盛岡市配偶者暴力相談支援センターの盛岡広域圏対応の検討【再掲】	
4	<b>DV防止対策推進体制の整備</b> ・ 職員への研修の実施（新採用職員・窓口担当職員）【再掲】 ・ 住民基本台帳の閲覧、写しの交付制限の徹底、庁内の情報共有【再掲】 ・ 庁内連携体制の構築【再掲】	総務部 市民部 関係各部

[成果指標]

指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
デートDV予防啓発講座受講人数	人	886	900	→	庁内調査
DV防止週間等のイベント参加者数	人	1,182	1,200	→	庁内調査
窓口担当職員研修の受講人数	人	—	20	→	庁内調査
DV相談支援センターの相談件数	件	849	850	→	庁内調査
DV相談新規人数	人	149	150	→	庁内調査

[参考指標]

指標	単位	現状 (H25)		方向	方法
住民基本台帳事務DV被害者等支援措置件数 (ストーカー、児童虐待及びその他の被害者を含む)	件	147		→	庁内調査



## 第5章 計画の推進に向けて

## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 推進体制

この計画に掲げる施策は、庁内においては事業を担当する部局で実施されるものですが、効果的な施策の推進を図るために、「盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議」において、各部局が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報交換と共有を行い、庁内で一体として計画の推進を図ることとします。

また、地域、教育・福祉・医療・警察等関係機関のほか、市内の男女共同参画に関わる団体やボランティアなど多様な主体と連携しながら市民協働により計画を推進します。

### 第2節 計画の進行管理

この計画は、平成25年に実施した市民意識調査を踏まえ、「盛岡市女性懇談会」の提言及び幅広い市民の意見・要望を尊重したものです。

計画推進にあたっては、盛岡市女性懇談会をはじめ広く市民の意見を尊重します。

また、計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して女性懇談会に報告するとともに、市民に公表します。

### 第3節 他の自治体との連携

この計画の推進にあたっては、法律など国の諸制度や基本計画をはじめ県の計画のほか、関係団体など市民、企業など広範囲で様々な取組の成果が求められるものです。

そのため、広く情報収集に努めながら、行政などの関係機関や市民と連携をして計画の推進を図ります。

# 巻末資料

## (添付省略)

- 資料－1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画（第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画）策定の経過
- 資料－2 盛岡市女性懇談会設置要綱及び委員名簿
- 資料－3 盛岡市男女共同参画行政推進連絡会議要領
- 資料－4 第20回市民意識調査結果（平成25年度実施 抜粋）
- 資料－5 第2次盛岡市男女共同参画推進計画に対する市民意見
- 資料－6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料－7 男女共同参画社会基本法
- 資料－8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 資料－9 岩手県男女共同参画推進条例
- 資料－10 男女共同参画行政のあゆみ